

令和5年度版

男女共同参画基本計画（第4期）

年次報告書

足利市

目 次

第1章 <u>審議会等における女性委員の登用状況</u>	-----	1
第2章 <u>「足利市男女共同参画基本計画（第4期）」における令和4年度実施状況 及び令和5年度事業計画</u>	-----	6
参考資料		
足利市男女共同参画推進条例	-----	26
足利市男女共同参画審議会規則	-----	28
足利市男女共同参画推進本部設置要綱	-----	29

第1章

審議会等における女性委員の登用状況

1 趣旨

本市では、令和3年度からスタートした「足利市男女共同参画基本計画（第4期）」に基づき、令和7年度末までに、審議会等の女性委員の構成比率40%を目標として掲げ、取り組んでいます。

このたび、令和4年度末の本市審議会等への女性委員の登用状況がまとまりましたので、報告するものです。

2 女性委員登用状況

令和4年度の女性委員の登用率は、前年度に比べ0.7ポイント増加し、35.6%となりました。前年度に比べ、委員総数は減少しましたが、全体として女性委員の登用数が増加したことや、総委員数の多い委員会等で女性委員の登用数が多かったことなどから、全体として登用率が上昇しました。

しかし、団体の長などを充て職で選任している団体からの推薦の結果等により女性委員が1人もいない委員会等もあるなど、依然として女性を積極的に登用しにくい現状も見受けられます。

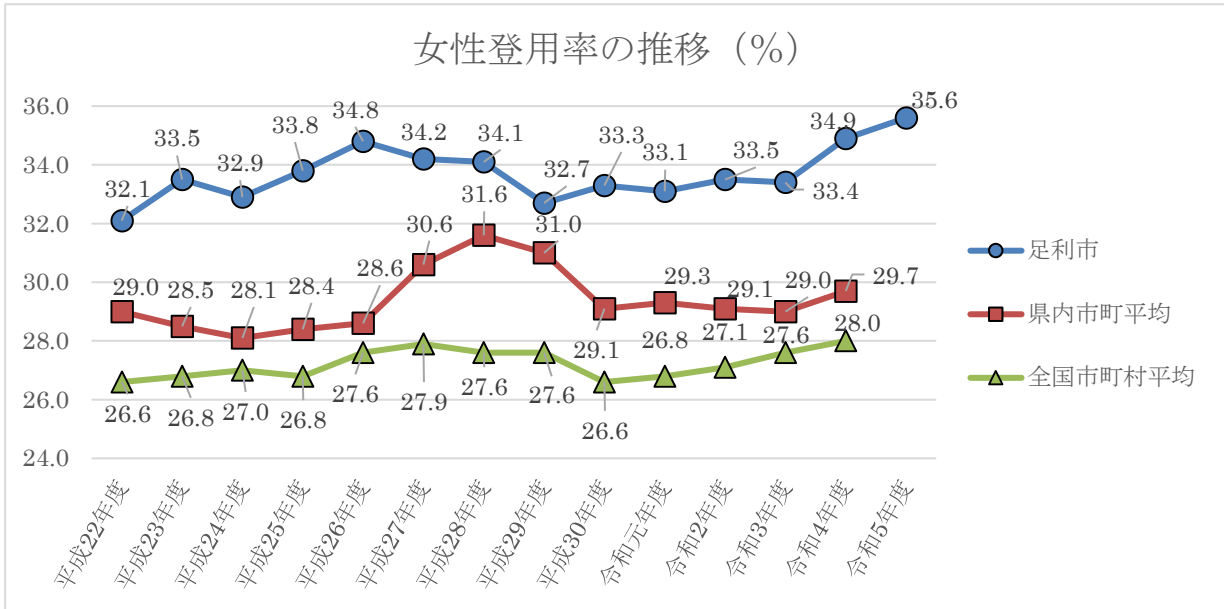
3 今後の対応

女性委員の登用を推進していくためには、企業や地域など、市全体で男女共同参画を進めていくことが重要であることから、様々な機会をとらえて意識啓発を進めていきます。

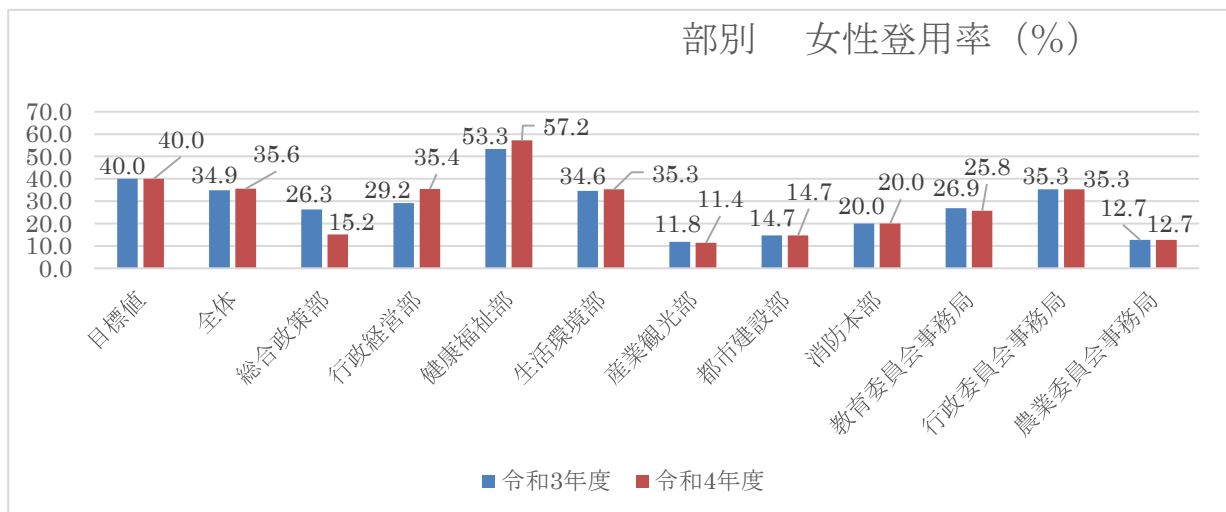
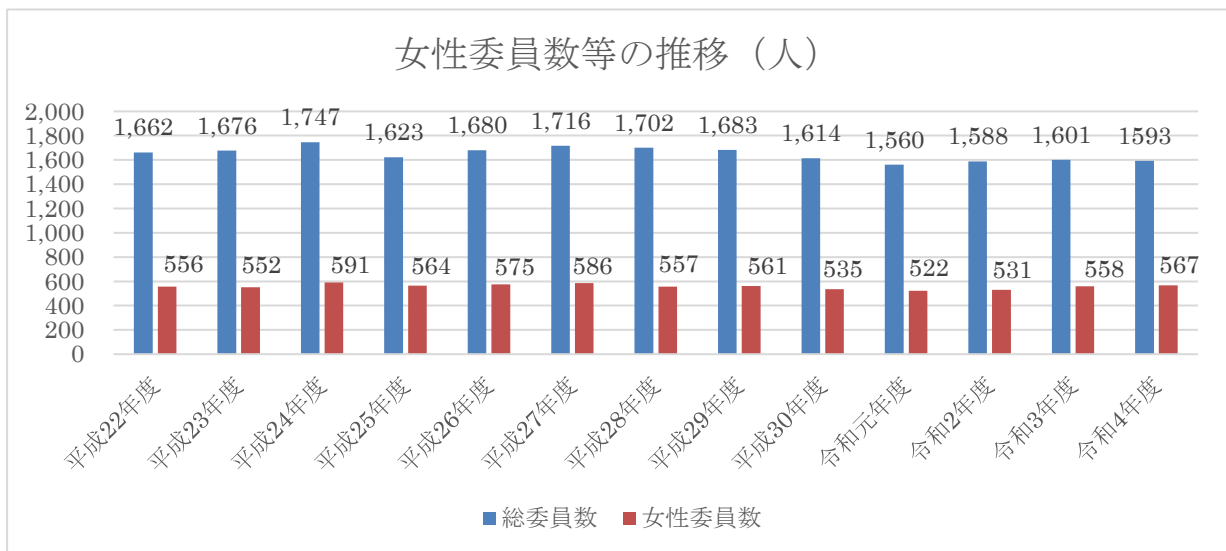
また、「足利市男女共同参画基本計画（第4期）」に基づき、引き続き政策・方針を決定するための各種審議会等における女性委員の登用率を上昇させ、多様な人材が活躍することにより、一人ひとりの人権を尊重しながら、豊かで活力ある男女共同参画社会の実現につなげていきます。

令和4年度末				令和3年度末			
審議会等総数	委員総数	うち女性	登用率	審議会等総数	委員総数	うち女性	登用率
88	1,593人	567人	35.6%	89	1,601人	558人	34.9%

審議会等	令和4年度末	令和3年度末
女性委員が40%以上	28 (31.8%)	27 (30.3%)
女性委員が35%以上 (40%以上含む。)	33 (37.5%)	33 (37.1%)
女性委員が30%以上 (35%、40%以上含む。)	40 (45.5%)	43 (48.3%)
女性委員を含む	69 (78.4%)	71 (79.8%)
登用率が上昇した	9 (10.2%)	15 (16.9%)
登用率が低下した	20 (22.7%)	12 (13.5%)



※県内市町平均及び全国市町村平均（内閣府：原則として各年度4月1日現在）
 ※本市の数値は、各年度3月31日現在であるが、県内市町平均及び全国市町村平均では、翌年度の4月1日現在で集計しているため、1年度のずれが生じる。



※審議会・委員会等の各部間の所管替等により、前年度の数値が「女性委員登用状況(課別)」の各部の合計値と一致しない場合がある。

女性委員登用状況（課別）

審議会・委員会等名称	総委員会数	R 4 委員数 (人)		R 4 登用率 (%)	R 3 委員数 (人)		R 3 登用率 (%)
		総委員数	女性委員数		総委員数	女性委員数	
	88	1,593	567	35.6	1,601	558	34.9

【総合政策部】

No.	審議会・委員会等名称	所管課	R 4 委員数 (人)		R 4 登用率 (%)	R 3 委員数 (人)		R 3 登用率 (%)	増減理由等
			総委員数	女性委員数		総委員数	女性委員数		
1	足利市地域公共交通会議	総合政策課	23	2	8.7	23	3	13.0	充て職による委員が女性のため
2	足利市まちづくり推進会議	総合政策課	14	6	42.9	14	5	35.7	団体からの推薦による
3	足利市まちなか賑わいプラン策定検討委員会	総合政策課	12	1	8.3				新規の委員会のため
4	足利市表彰審査委員会	秘書広報課	5	0	0.0	5	0	0.0	任期期間中により昨年度と同じ委員のため
5	足利市防災会議	危機管理課	39	4	10.3	40	5	12.5	市議会選出委員の議員辞職(行政経営部より所管替)
6	足利市国民保護協議会	危機管理課	39	4	10.3	40	5	12.5	市議会選出委員の議員辞職(行政経営部より所管替)
7	(仮称)新足利市民会館整備基本構想策定市民検討委員会	公共施設整備課	12	6	50.0	12	6	50.0	任期期間中により昨年度と同じ委員のため(R5.3.31廃止)
8	足利市新クリーンセンター整備・運営事業者選定委員会	公共施設整備課	7	0	0.0				新規の委員会のため
-	第8次足利市総合計画策定市民検討委員会	総合政策課			#DIV/0!	17	6	35.3	新規の委員会のため。R3年度で終了(R3.7.28)
-	足利銀幕会議	映像のまち推進課			#DIV/0!	17	3	17.6	R3年度で終了(R4.3.31)
-	あしかが映像まつり実行委員会	映像のまち推進課			#DIV/0!	11	3	27.3	R3年度で終了(R4.3.31)
総合政策部合計			151	23	15.2	179	36	20.1	

【行政経営部】

No.	審議会・委員会等名称	所管課	R 4 委員数 (人)		R 4 登用率 (%)	R 3 委員数 (人)		R 3 登用率 (%)	増減理由等
			総委員数	女性委員数		総委員数	女性委員数		
9	足利市行政改革推進委員会	行政管理課	9	1	11.1	9	4	44.4	推薦団体より選出された委員が男性だったため
10	足利市行政不服審査会	行政管理課	5	1	20.0	5	1	20.0	任期期間中により昨年度と同じ委員のため
11	足利市制100周年記念事業実行委員会	行政管理課	14	1	7.1	14	1	7.1	任期期間中により昨年度と同じ委員のため(R5.3.31解散)
12	足利市個人情報保護審議会	デジタル戦略課	8	5	62.5	8	5	62.5	任期期間中により昨年度と同じ委員のため(R4.6.30廃止)
13	足利市人権擁護委員協議会足利部会	人権・男女共同参画課	13	6	46.2	13	6	46.2	任期満了に伴い委員を選任したが前期と同じ人が継続して委員となったため
14	足利市人権推進審議会	人権・男女共同参画課	15	7	46.7	15	7	46.7	任期満了に伴い新しい委員が選任されたが男女の人数は変わらないため
15	足利市男女共同参画審議会	人権・男女共同参画課	13	7	53.8	14	6	42.9	団体からの推薦の結果
16	かけはし編集委員会	人権・男女共同参画課	5	2	40.0	5	2	40.0	任期期間中により昨年度と同じ委員のため
17	足利市隣保館運営審議会	隣保館	12	3	25.0	12	4	33.3	充て職による委員の方が男性のため。女性委員選出依頼は、市議会及び学識経験者関係7団体の計8団体
18	足利市同和対策専門委員	隣保館	2	1	50.0	2	1	50.0	任期期間中により昨年度と同じ委員のため
行政経営部合計			96	34	35.4	97	37	38.1	

【健康福祉部】

No.	審議会・委員会等名称	所管課	R 4 委員数 (人)		R 4 登用率 (%)	R 3 委員数 (人)		R 3 登用率 (%)	増減理由等
			総委員数	女性委員数		総委員数	女性委員数		
19	民生委員・児童委員	社会福祉課	334	229	68.6	317	195	61.5	3年に一度の改選にあたり、自治会長からの推薦が多かったため。
20	足利市民生委員推薦会	社会福祉課	8	0	0.0	8	2	25.0	充て職による委員の方が男性のため
21	足利市障害支援区分認定審査会	障がい福祉課	10	5	50.0	10	5	50.0	任期期間中により昨年度と同じ委員のため
22	足利市地域自立支援協議会	障がい福祉課	33	19	57.6	33	19	57.6	任期期間中により昨年度と同じ委員のため
23	足利市老人ホーム入所判定委員会	元気高齢課	5	0	0.0	5	0	0.0	任期期間中により昨年度と同じ委員のため
24	足利市介護認定審査会	元気高齢課	50	18	36.0	50	18	36.0	任期期間中により昨年度と同じ委員のため
25	足利市介護保険等運営協議会	元気高齢課	16	7	43.8	16	7	43.8	任期期間中により昨年度と同じ委員のため
26	家庭相談員	こども家庭政策課	3	1	33.3	3	1	33.3	任期満了に伴い新しい委員が選任されたが男女の人数は変わらないため
27	婦人相談員	こども家庭政策課	2	2	100.0	2	2	100.0	任期満了に伴い新しい委員が選任されたが男女の人数は変わらないため
28	母子・父子自立支援員	こども家庭政策課	2	2	100.0	3	3	100.0	任期満了に伴い委員を選任したが前期と同じ人が継続して委員となったため
29	足利市要保護児童対策地域協議会(代表者会議・実務者会議)	こども家庭政策課	55	20	36.4	55	19	34.5	団体からの推薦による
30	足利市子ども・子育て会議	保育課	15	8	53.3	15	10	66.7	充て職による委員の方が男性のため
31	予防接種健康被害調査会	健康増進課	5	0	0.0	6	0	0.0	任期満了に伴い新しい委員が選任されたが男女の人数は変わらないため
32	足利市健康づくり推進協議会	健康増進課	21	9	42.9	23	10	43.5	任期期間の満了に伴い、各団体から委員を選出してもらった結果、男性委員の数が多かったため
健康福祉部合計			559	320	57.2	546	291	53.3	

【生活環境部】

No.	審議会・委員会等名称	所管課	R 4 委員数 (人)		R 4 登用率 (%)	R 3 委員数 (人)		R 3 登用率 (%)	増減理由等
			総委員数	女性委員数		総委員数	女性委員数		
33	足利市廃棄物減量等推進審議会	クリーン推進課	12	5	41.7	12	5	41.7	任期期間中により昨年度と同じ委員のため
34	足利市環境審議会	環境政策課	11	3	27.3	12	4	33.3	女性市議会議員(あて職)の辞職による
35	足利市国民健康保険運営協議会	保険年金課	20	6	30.0	20	6	30.0	任期満了に伴い新しい委員が選任されたが男女の人数は変わらないため

36	足利市市民活動支援事業等選考委員会	市民生活課	9	3	33.3	9	3	33.3	任期満了に伴い新しい委員が選任されたが男女の人数は変わらないため
37	足利市姉妹都市委員会	市民生活課	17	6	35.3	17	6	35.3	推薦団体の申し出により、一部委員が変更となったが、男女の人数は変わらないため
38	足利市交通指導員	市民生活課	59	22	37.3	59	22	37.3	任期満了に伴い新しい委員が選任されたが男女の人数は変わらないため(行政経営部より所管替)
39	足利市民の消費生活をまもる委員会	消費生活センター	8	3	37.5	8	3	37.5	任期期間中により昨年度と同じ委員のため
生活環境部合計			136	48	35.3	137	49	33.3	

【産業観光部】

No.	審議会・委員会等名称	所管課	R4委員数(人)		R4登用率(%)	R3委員数(人)		R3登用率(%)	増減理由等
			総委員数	女性委員数		総委員数	女性委員数		
40	足利市中小企業対策審議会	商業にぎわい課	14	1	7.1	14	1	7.1	任期満了に伴い新しい委員が選任されたが男女の人数は変わらないため
41	足利市中小企業融資振興会	商業にぎわい課	16	0	0.0	13	0	0.0	任期満了に伴い新しい委員が選任されたが男女の人数は変わらないため
42	足利市中小企業融資振興会審査会	商業にぎわい課	13	0	0.0	13	0	0.0	任期満了に伴い新しい委員が選任されたが男女の人数は変わらないため
43	足利市農業振興推進協議会	農政課	11	1	9.1	11	1	9.1	任期期間中により昨年度と同じ委員のため
44	足利市農業・農村男女共同参画ビジョン推進委員会	農政課	16	8	50.0	16	8	50.0	充て職による委員の変更があったが、男女の人数は変わらなかったため増減なし
45	三重地区市有山林管理委員会	農林整備課	6	0	0.0	6	0	0.0	任期満了に伴い新しい委員が選任されたが男女の人数は変わらないため
46	山前地区市有山林管理委員会	農林整備課	6	0	0.0	6	0	0.0	任期満了に伴い新しい委員が選任されたが男女の人数は変わらないため
47	北郷地区市有山林管理委員会	農林整備課	6	0	0.0	6	0	0.0	任期満了に伴い新しい委員が選任されたが男女の人数は変わらないため
産業観光部合計			88	10	11.4	85	10	11.8	

【都市建設部】

No.	審議会・委員会等名称	所管課	R4委員数(人)		R4登用率(%)	R3委員数(人)		R3登用率(%)	増減理由等
			総委員数	女性委員数		総委員数	女性委員数		
48	足利市都市計画審議会	都市政策課	14	3	21.4	14	3	21.4	任期期間中により昨年度と同じ委員のため
49	足利市景観委員会	都市政策課	13	4	30.8	13	4	30.8	任期満了に伴い新しい委員が選任されたが男女の人数は変わらないため
50	足利市再生可能エネルギー発電設備設置審議会	都市政策課	7	2	28.6	7	2	28.6	任期期間中により昨年度と同じ委員のため
51	足利市建築審査会	建築指導課	5	1	20.0	5	1	20.0	任期満了に伴い委員を選任したが前期と同じ人が継続して委員となったため
52	足利市空家等対策協議会	建築指導課	5	0	0.0	5	0	0.0	任期期間中により昨年度と同じ委員のため
53	大日西土地区画整理審議会	市街地整備課	2	0	0.0	2	0	0.0	任期期間中により昨年度と同じ委員のため
54	大日西土地区画整理評価員	市街地整備課	3	0	0.0	3	0	0.0	任期期間中により昨年度と同じ委員のため
55	中央土地区画整理審議会	市街地整備課	2	0	0.0	2	0	0.0	任期期間中により昨年度と同じ委員のため
56	中央土地区画整理評価員	市街地整備課	3	0	0.0	3	0	0.0	任期期間中により昨年度と同じ委員のため
57	山辺西部第一土地区画整理審議会	山辺西部土地区画整理事務所	2	0	0.0	2	0	0.0	任期期間中により昨年度と同じ委員のため
58	山辺西部第一土地区画整理事業評価員	山辺西部土地区画整理事務所	5	0	0.0	5	0	0.0	任期期間中により昨年度と同じ委員のため
59	山辺西部第二土地区画整理審議会	山辺西部土地区画整理事務所	2	0	0.0	2	0	0.0	任期期間中により昨年度と同じ委員のため
60	山辺西部第二土地区画整理事業評価員	山辺西部土地区画整理事務所	5	0	0.0	5	0	0.0	任期期間中により昨年度と同じ委員のため
都市建設部合計			68	10	14.7	68	10	14.7	

【消防本部】

No.	審議会・委員会等名称	所管課	R4委員数(人)		R4登用率(%)	R3委員数(人)		R3登用率(%)	増減理由等
			総委員数	女性委員数		総委員数	女性委員数		
61	足利市賞じゅつ金等審査委員会	消防総務課	5	1	20.0	5	1	20.0	任期期間中により昨年度と同じ委員のため
消防本部合計			5	1	20.0	5	1	20.0	

【教育委員会事務局】

No.	審議会・委員会等名称	所管課	R4委員数(人)		R4登用率(%)	R3委員数(人)		R3登用率(%)	増減理由等
			総委員数	女性委員数		総委員数	女性委員数		
62	教育委員	教育総務課	4	2	50.0	4	2	50.0	任期満了に伴い新しい委員が選任されたが男女の人数は変わらないため
63	奨学生選考委員会	教育総務課	5	2	40.0	5	2	40.0	任期満了に伴い委員を選任したが前期と同じ人が継続して委員となったため
64	足利市人権教育推進本部	教育総務課	19	3	15.8	19	5	26.3	関係機関・団体等の推薦状況による。
65	足利市学校教育環境審議会	教育総務課	13	1	7.7	13	1	7.7	任期期間中により昨年度と同じ委員のため
66	足利市生涯学習推進委員会	生涯学習課	30	12	40.0	30	13	43.3	充て職による委員の方が男性のため
67	足利市社会教育委員	生涯学習課	14	7	50.0	14	7	50.0	任期満了に伴い新しい委員が選任されたが男女の人数は変わらないため
-	足利市社会教育指導員	生涯学習課			#DIV/0!	3	0	0.0	身分が特別職から会計年度任用職員に変更(足利市社会教育指導員設置規則廃止)
68	足利市青少年問題協議会	青少年センター	27	8	29.6	27	7	25.9	女性委員の枠を増やしたため
69	足利市少年指導運営協議会	青少年センター	10	1	10.0	10	2	20.0	充て職による委員の方が男性のため
70	足利市少年補導員	青少年センター	120	19	15.8	122	20	16.4	充て職による委員の方が男性のため
71	足利市教育振興基金管理委員会	市立図書館	5	2	40.0	5	2	40.0	任期満了に伴い新しい委員が選任されたが男女の人数は変わらないため
72	足利市立図書館協議会	市立図書館	6	3	50.0	7	5	71.4	任期満了に伴い新しい委員が選出され男女の人数が変わったため
73	足利市通学路安全推進会議	学校管理課	16	1	6.3	16	2	12.5	充て職による委員の方が男性のため
74	足利市民文化賞選考委員会	文化課	10	4	40.0			#DIV/0!	任期満了に伴い新しい委員が選任されたが男女の人数は変わらないため
75	足利市文化財保護推進員	文化課	17	3	17.6	17	3	17.6	任期期間中により昨年度と同じ委員のため
76	足利市文化財専門委員会	文化課	10	2	20.0	9	1	11.1	専門性の高い女性研究者を委嘱したため。

77	史跡足利学校釋奠保存委員会	足利学校	15	4	26.7	16	4	25.0	任期期間中に欠員の補充を行ったが、人数の増減はなかったため
78	足利市スポーツ推進委員会	市民スポーツ課	46	14	30.4	46	16	34.8	男女を問わない公募による委員選出のため
79	足利市スポーツ推進審議会	市民スポーツ課	13	2	15.4	13	2	15.4	足利市スポーツ推進審議会委員のうち2名をスポーツ推進委員会から選出しており、スポーツ推進委員の任期満了に伴い、審議会委員に変更が生じたため。女性委員の増減はない。
80	足利市教育支援委員会	学校教育課	20	13	65.0	18	12	66.7	充て職による委員が女性のため
81	足利市いじめ問題対策連絡協議会	学校教育課	18	5	27.8	18	5	27.8	任期期間中により昨年度と同じ委員のため
教育委員会事務局合計			418	108	25.8	412	111	26.9	

【行政委員会事務局】

No.	審議会・委員会等名称	所管課	R 4 委員数 (人)		R 4 登用率 (%)	R 3 委員数 (人)		R 3 登用率 (%)	増減理由等
			総委員数	女性委員数		総委員数	女性委員数		
82	選挙管理委員会	選挙担当	4	2	50.0	4	2	50.0	任期期間中により昨年度と同じ委員のため
	選挙管理委員会補充員	選挙担当	4	2	50.0	4	2	50.0	任期期間中により昨年度と同じ委員のため
83	監査委員	監査等担当	3	0	0.0	3	0	0.0	任期期間中により昨年度と同じ委員のため
84	公平委員会	監査等担当	3	1	33.3	3	1	33.3	任期期間中により昨年度と同じ委員のため
85	固定資産評価審査委員会	監査等担当	3	1	33.3	3	1	33.3	任期満了に伴い委員を選任したが前期と同じ人が継続して委員となったため
行政委員会事務局合計			17	6	35.3	17	6	35.3	

【農業委員会事務局】

No.	審議会・委員会等名称	所管課	R 4 委員数 (人)		R 4 登用率 (%)	R 3 委員数 (人)		R 3 登用率 (%)	増減理由等
			総委員数	女性委員数		総委員数	女性委員数		
86	農業委員会	農業委員会事務局	15	2	13.3	15	2	13.3	任期期間中により昨年度と同じ委員のため
87	農地利用最適化推進委員	農業委員会事務局	20	1	5.0	20	1	5.0	任期期間中により昨年度と同じ委員のため
88	足利市「人・農地プラン」検討会	農業委員会事務局	20	4	20.0	20	4	20.0	任期期間中により昨年度と同じ委員のため
農業委員会事務局合計			55	7	12.7	55	7	12.7	

第2章

「足利市男女共同参画基本計画(第4期)」
における令和4年度実施状況及び
令和5年度事業報告

「足利市男女共同参画基本計画（第 4 期）」における
令和 4 年度実施状況及び令和 5 年度事業計画について

行政経営部 人権・男女共同参画課

1 趣旨

本市では、令和 3 年度からスタートした「足利市男女共同参画基本計画（第 4 期）」（推進期間：令和 3 年度～令和 7 年度）に基づき男女共同参画社会の実現に向けた各種施策を進めています。

このたび、本計画に掲げた男女共同参画に関する施策について、令和 4 年度実施状況及び令和 5 年度事業計画を報告するものです。

2 令和 4 年度実施状況

実施状況については、A 評価の率は、基本目標Ⅰ「男女（だれも）がお互いの個性を認め合い参画できるまちづくり」が約 96%、基本目標Ⅱ「男女（だれも）がさまざまな場面で輝けるまちづくり」が約 94%、基本目標Ⅲ「男女（だれも）が人権を守られ、健康で安心して暮らせるまちづくり」が約 97%となりました。

新型コロナウイルス感染症の影響がある中、時期によっては実施できなかった事業もありましたが、感染対策をとり、工夫しながら事業の実施や啓発を行った結果、全体的に評価が上がりました。

3 令和 5 年度事業計画

本計画は、男女共同参画社会の実現に向けた取組を前進させるための支援や環境整備などの取組を盛り込んでいます。

4 施策事業の内容

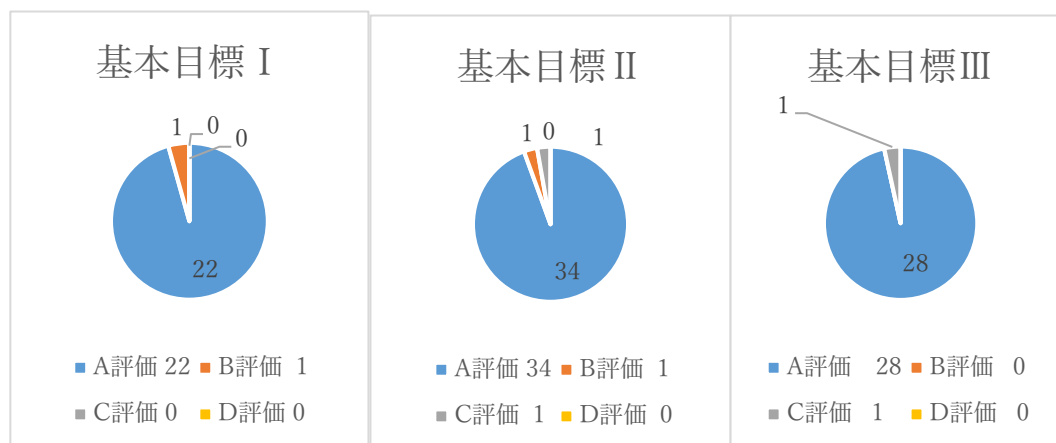
- ・ 令和 4 年度実施状況・令和 5 年度事業計画
- ・ 計画が目指す数値目標の推移（実績値）

<参考>

令和4年度施策事業の評価一覧

評価	基本目標 Ⅰ	基本目標 Ⅱ	基本目標 Ⅲ	計
	男女（だれも） がお互いの個性 を認め合い参画 できるまちづく り	男女（だれも） がさまざまな場 面で輝けるまち づくり	男女（だれも） が人権を守ら れ、健康で安心 して暮らせるま ちづくり	
A	22	34	28	84
B	1	1	0	2
C	0	1	1	2
N	0	0	0	0
計	23	36	29	88

実施状況(%)



- A … 計画通りに実施できた。
- B … 計画の50%以上実施できた。
- C … 計画の50%未満しか実施できなかった。
- N … 実績・該当なし

足利市男女共同参画基本計画(第4期) 令和4年度実施状況及び令和5年度事業計画一覧

評価基準
 A ... 計画どおり実施できた。 B ... 計画の50%以上実施できた。
 C ... 計画の50%未満しか実施できなかった。 N ... 未実施・該当なし

基本目標	項目			施策No	担当課(室)	達成率 評価値 R4	R4年度実施状況	R5年度事業計画	備考	
	大項目(施策の方向)	中項目(取り組むべき施策)	小項目(施策事業)							
基本目標Ⅰ 男女(だれも)がお互いの個性を認め合い参画できるまちづくり	(1)男女共同参画の意識の高揚	ア 啓発活動の充実	1 男女共同参画に関する啓発事業の開催	I-1	人権・男女共同参画課	A	・キャッチフレーズの募集、6月に表彰	・男女共同参画週間事業の実施(6月)・キャッチフレーズの募集、表彰(12月)		
			2 男女共同参画講座の開催	I-2	人権・男女共同参画課	A	・男女共同参画セミナー開催	・男女共同参画セミナー開催		
			3 人権に関する啓発事業の開催	I-3	人権・男女共同参画課、生涯学習課	B	・幼保小中学校人権教育研修会、人権教育指導者養成講座 開催	・幼保小中学校人権教育研修会、人権教育指導者養成講座 開催		
			4 市役所内における啓発活動の充実	I-4	人事課	A	・男女共同参画の視点を取り入れた階層別研修の実施	・男女共同参画の視点を取り入れた階層別研修の実施		
			5 子ども向け啓発冊子の配布	I-5	人権・男女共同参画課	A	・啓発冊子を市内小学5年生に配付	・啓発冊子を市内小学5年生に配付		
		イ 情報提供の充実	6 情報紙「かけはし」の発行	I-6	人権・男女共同参画課	A	・あしががみと一緒に全戸配付	・あしががみと一緒に全戸配付		
			7 ホームページ、情報コーナー等の活用	I-7	人権・男女共同参画課、生涯学習課	A	・各施設男女共同参画コーナーの充実	・各施設男女共同参画コーナーの充実		
			ウ LGBTへの理解の促進	8 LGBTに関する啓発	I-8	人権・男女共同参画課、学校教育課	A	・啓発資料の配布、周知口	・講演会や、資料等の周知啓発	
				ア 幼児期からの性別にとらわれない人権教育の推進	9 保育士の研修の充実(保育所(園)職員に対する意識の啓発)	I-9	保育課	A	公立保育所、民間保育園関係者を対象とした人権研修	公立保育所、民間保育園関係者を対象とした人権研修
	イ 男女平等意識を育む学校における人権教育の推進	10 教職員の研修の充実と意識の高揚	I-10		学校教育課	A	・市教委主催人権教育研修会	・市教委主催人権教育研修会、人権教育推進校連絡会議		
		ウ 男女共同参画の視点に立った家庭教育・社会教育の推進	11 各教科・領域等の指導	I-11	学校教育課	A	・男女平等を意識した教育実践	・男女平等を意識した教育実践		
	12 家庭教育通信による啓発		I-12	生涯学習課	A	・家庭教育通信発行	・家庭教育通信発行			
	13 家庭教育懇談会の開催		I-13	生涯学習課	A	・家庭教育懇談会開催	・家庭教育懇談会開催			
	14 学級・講座等の充実		I-14	生涯学習課	A	・公民館学級(女性学級等)開催	・公民館学級(女性学級等)開催			
	15 若年層へのキャリア教育等の啓発活動		I-15	商業にぎわい課	A	・中高生を対象に職業に関する講演会の実施	・中高生を対象に職業に関する講演会の実施			
	(3)政策・方針決定の場への女性の参画の促進	ア 女性活躍の推進	16 男女共同参画センターの機能の充実	I-16	人権・男女共同参画課	A	・各種講座の開催 ・活動の支援	・各種講座の開催 ・活動の支援		
			17 女性団体の育成・支援	I-17	人権・男女共同参画課	A	・補助金の交付、各事業の実施・支援	・補助金の交付、各事業の実施・支援		
			18 足利市女性大学(成人大学講座)	I-18	生涯学習課	A	・公民館学級(市民企画講座等)開催	・公民館学級(市民企画講座等)開催		
			19 女性活躍応援講座の開催	I-19	人権・男女共同参画課	A	・女性活躍応援講座を実施	・女性活躍応援講座を実施		
			20 女性の政治参画の積極的な推進	I-20	人権・男女共同参画課	A	・女性の政治参画に関する啓発資料の掲示	・女性の政治参画に関する啓発資料の掲示		
			21 各種審議会等委員への女性の登用	I-21	人権・男女共同参画課	A	・女性委員登用の働きかけ	・登用状況の把握、女性登用の働きかけ		
			22 自治会役員等への女性の参画促進	I-22	市民生活課	A	・女性の自治会長や自治会、地域団体で女性を登用	・自治会長連絡協議会と連携		
			23 人材の発掘・育成とリストの整備・活用	I-23	人権・男女共同参画課	A	・女性人材リストの整備	・人材情報を市内及び関係機関に提供		
男女の雇用機会の均等・待遇確保の啓発・推進	24 事業者等への意識啓発と情報提供	II-1	商業にぎわい課、人権・男女共同参画課	A	・企業活動と人権に関するガイドブックの配布 ・休業制度、パートタイム労働法資料の配付、周知	・企業活動と人権に関するガイドブックの配布 ・休業制度、パートタイム労働法資料の配付、周知				
	25 長時間労働の是正・休暇の取得促進	II-2	商業にぎわい課、人権・男女共同参画課	A	・企業活動と人権に関するガイドブックの配布 ・休業制度、パートタイム労働法資料の配付、周知	・企業活動と人権に関するガイドブックの配布 ・休業制度、パートタイム労働法資料の配付、周知				
	26 テレワークの推進	II-3	人権・男女共同参画課、商業にぎわい課	A	・男女共同参画センター内で啓発チラシの配布	・男女共同参画センター内で啓発チラシの配布 ・国・県等が作成したチラシ等の周知啓発				
	27 ハラスメント防止等の啓発	II-4	人権・男女共同参画課、商業にぎわい課、人事課	A	・冊子やチラシの配布と周知啓発 ・企業活動と人権に関するガイドブックの配布 ・職員を対象にハラスメントに関する研修を実施	・冊子やチラシの配布と周知啓発 ・企業活動と人権に関するガイドブックの配布 ・職員を対象にハラスメントに関する研修を実施				

基本目標Ⅱ 男女(だれも)がさまざまな場面で輝けるまちづくり	(1)働く場における男女平等の推進	ア 男女の雇用機会の均等・待遇確保の啓発・推進	28 相談体制の充実	Ⅱ-5	人権・男女共同参画課、商業にぎわい課	A	・毎週木曜日「女性の生き方何でも相談」を実施 ・関係機関との連携	・隔週木曜日「女性の生き方何でも相談」を実施 ・関係機関との連携	
			29 中小企業における一般事業主行動計画の策定の支援等	Ⅱ-6	商業にぎわい課、人権・男女共同参画課	A	・企業活動と人権に関するガイドブックを配布 ・女性活躍推進法の改正に関するパンフレットの配架	・企業活動と人権に関するガイドブックを配布 ・女性活躍推進法の改正に関するパンフレットの配架	
			30 くるみん・えるぼし認定の取得促進	Ⅱ-7	人権・男女共同参画課、商業にぎわい課	A	・えるぼし・くるみんマーク取得促進チラシの配架 ・市制度融資におけるくるみん・えるぼし認定企業への貸付利率を一律0.2%～0.4%引き下げ	・えるぼし・くるみんマーク取得促進チラシの配架 ・くるみん・えるぼし認定取得の促進	
			31 女性の活躍に関する情報公表の促進	Ⅱ-8	人権・男女共同参画課、商業にぎわい課	A	・働く女性に役立つ情報を配架 ・県が作成チラシの周知啓発	・働く女性に役立つ情報を配架 ・国・県等作成チラシ・ホームページ等の周知啓発	
			32 働く場における男性の意識と職場風土の改革	Ⅱ-9	商業にぎわい課 人権・男女共同参画課 人事課	A	・国・県等チラシの周知啓発 ・情報誌「かけはし」で記事掲載 ・職員を対象にワーク・ライフ・バランスを取り入れた研修を実施	・国・県等チラシの周知啓発 ・情報誌「かけはし」で記事掲載 ・職員を対象にワーク・ライフ・バランスを取り入れた研修を実施	
			33 女性の職業生活における活躍推進法に基づく「足利市特定事業主行動計画(足利市女性職員輝きプラン)」の推進	Ⅱ-10	人事課	A	・女性職員の活躍に資する研修を実施	・女性職員の活躍に資する研修を実施	
			34 次世代育成支援対策推進法に基づく、「足利市特定事業主行動計画(子育て応援プラン)」の推進	Ⅱ-11	人事課	A	・職員の階層別研修、専門研修において両立支援制度に関する研修を実施	・職員の階層別研修、専門研修において両立支援制度に関する研修を実施	
		イ 人材育成と再就職支援	35 人材育成事業の推進及び、再就職に関する情報提供やセミナーの開設	Ⅱ-12	人権・男女共同参画課、商業にぎわい課	A	・就業機会に役立つ情報や求人情報の提示	・求人情報を男女共同参画センターや市民ホールに掲示	
			36 起業・創業支援	Ⅱ-13	商業にぎわい課	A	・独立開業資金の利用者が女性の場合、貸付利率を0.2%引き下げ	・市融資制度や創業塾等の周知啓発	
			37 子育て期女性の就労支援事業	Ⅱ-14	商業にぎわい課	A	・情報発信やイベントを通じ、事業を実施	・情報発信やイベントを通じ、事業実施	
	(2) 家庭・地域における男女共同参画の促進	ア 家庭と地域活動におけるパートナーシップの促進	ウ 農業における男女共同参画の推進	38 足利市農業・農村男女共同参画ビジョンの推進	Ⅱ-15	農政課	A	・女性農業者等を対象とした研修会の開催 ・認定農業者の個別指導会等で家族経営協定の推進	・女性農業者等を対象とした研修会の開催 ・家族経営協定締結の推進
				39 家庭における男性の役割意識の醸成	Ⅱ-16	人権・男女共同参画課	A	・父と子参加の「親子で一緒にヨガ」講座を開催	・家族ふれあい講座を開催
				40 育児における男女平等の役割分担	Ⅱ-17	人権・男女共同参画課	A	・父と子参加の「親子で一緒にヨガ」講座を開催	・家族ふれあい講座を開催
				41 地域自治組織の支援	Ⅱ-18	市民生活課	A	・自治会長連絡協議会への支援・協力	・自治会長連絡協議会への支援・協力
				42 公民館の利用促進	Ⅱ-19	生涯学習課	A	・公民館学級講座開催	・公民館学級講座開催
				43 男女共同参画センターの利用促進	Ⅱ-20	人権・男女共同参画課	A	・趣味教養講座を実施	・趣味教養講座を実施
				44 地域ふれあい事業	Ⅱ-21	生涯学習課	A	・公民館学級(地域ふれあい学級等)開催	・公民館学級(地域ふれあい学級等)開催
	基本目標Ⅱ (続き) 男女(だれも)がさまざまな場面で輝けるまちづくり	ア 子育てサービスの充実	ア 子育てサービスの充実	45 指導者の育成	Ⅱ-22	人権・男女共同参画課	A	・審議会委員や女性人材リストへの登録の推進	・情報提供や各事業所への派遣の促進
				46 子育て世代包括支援センター	Ⅱ-23	保育課、健康増進課	A	・子育て期における支援活動の開催 ・妊娠初期からの相談体制の充実	・子育て期における支援活動の開催 ・妊娠初期からの相談体制の充実
				47 地域子育て支援拠点事業	Ⅱ-24	保育課	A	・育児に不安を抱える母親に寄り添う支援、講習会の実施	・育児に不安を抱える母親に寄り添う支援、講習会の実施
48 子育て相談				Ⅱ-25	保育課	A	・幼稚園、保育所(園)、認定こども園で子育て相談実施	・幼稚園、保育所(園)、認定こども園で子育て相談実施	
49 保育の充実				Ⅱ-26	保育課	A	・保育所(園)、認定こども園等での保育の実施による仕事と子育ての両立支援	・保育所(園)、認定こども園等での保育の実施による仕事と子育ての両立支援	
50 すこやか(発達支援)保育・特別支援教育				Ⅱ-27	保育課	A	【すこやか保育・特別支援教育受入れ児童数】 公立保育所 30人 民間保育園 28人 認定こども園・幼稚園 62人	・受け入れ体制の整備と支援の充実	
51 病児保育事業				Ⅱ-28	保育課	A	・利用延べ人数 40人(5人)	・病児保育事業により仕事と子育ての両立支援	
52 一時預かり事業				Ⅱ-29	保育課	A	・保護者の出産や、疾病等による通院、社会参加のために、一時的に家庭での保育が困難となったとき、週3日程度の保育を実施。	・保護者の出産や、疾病等による通院、社会参加のために、一時的に家庭での保育が困難となったとき、週3日程度の保育を実施。	

山に輝けるまちづくり	ア 子育てサービスの充実	53 ファミリー・サポート・センター事業	Ⅱ-30	保育課	A	・組織の活動支援	・組織の活動支援	
		54 放課後児童クラブ	Ⅱ-31	こども家庭政策課	A	・放課後児童クラブの運営支援(クラブ数54か所)	・放課後児童クラブの運営支援(クラブ数55か所)	
		55 放課後等デイサービス	Ⅱ-32	障がい福祉課	A	・市窓口や障がい者基幹相談支援センター等で事業の周知	・市窓口や障がい者基幹相談支援センター等で事業の周知	
		56 「足利市子ども子育て支援事業計画」の推進	Ⅱ-33	保育課、こども家庭政策課	A	・「足利市子ども子育て支援事業計画」に基づき、各種施策の推進	・「足利市子ども子育て支援事業計画」に基づき、各種施策の推進	
イ 介護サービスの充実	57 介護保険サービスの推進	Ⅱ-34	元気高齢課	C	・足利市ゴールドプラン21(第8期計画)に基づき、各種施策を進めました。	・足利市ゴールドプラン21(第8期計画)に基づき、各種施策を進めます。		
	58 地域包括支援センター運営事業	Ⅱ-35	元気高齢課	A	・高齢者の介護予防支援や在宅介護支援、権利擁護に関する支援(地域包括支援センター 7か所)	・高齢者の介護予防支援や在宅介護支援、権利擁護に関する支援(地域包括支援センター 7か所)		
	59 「ゴールドプラン21」の推進	Ⅱ-36	元気高齢課	B	・足利市ゴールドプラン21(第8期計画)に基づき、各種施策を進めました。	・令和6年度から開始の足利市ゴールドプラン21(第9期計画)の作成		
基本目標Ⅲ 男女(だれも)が人権を守られ、健康で安心して暮らせるまちづくり	ア 啓発活動の充実	60 女性に対する暴力をなくす運動週間等における意識啓発	Ⅲ-1	人権・男女共同参画課、こども家庭政策課	A	・相談窓口パンフレットの配布等による意識啓発	・相談窓口パンフレットの配布等による意識啓発 ・「女性に対する暴力をなくす運動週間」における街頭啓発	
		61 市役所内における啓発活動の充実	Ⅲ-2	人事課	A	・職員に対する啓発及び他機関への職員派遣	・職員に対する啓発及び他機関への職員派遣	
	イ 被害者の相談・支援体制の充実	62 相談体制の充実	Ⅲ-3	人権・男女共同参画課、市民生活課、こども家庭政策課	A	・相談関連資料の情報提供や、専門研修の受講を通じ相談員の資質向上を図る ・必要に応じ、無料弁護士相談の案内(毎週月曜日)	・相談関連資料の情報提供や、専門研修の受講を通じ相談員の資質向上を図る ・必要に応じ、無料弁護士相談の案内(毎週月曜日)	
		63 休日・夜間の緊急相談への対応	Ⅲ-4	こども家庭政策課	A	・被害者の自立支援を行うための連携体制の検討	・被害者の自立支援を行うための連携体制の検討	
		64 子ども家庭総合支援拠点事業	Ⅲ-5	こども家庭政策課	A	・児童及び妊産婦の福祉に関する各種相談への対応	・子ども家庭支援員及び虐待対応専門員を配置し、総合的な支援を実施	
	ウ 関係機関・団体等との連携	65 被害者の自立支援に向けての支援	Ⅲ-6	こども家庭政策課、建築住宅課	A	・関係課との調整を図り、自立支援を実施 ・被害者の市営住宅への優先入居の確保	・関係課との調整を図り、自立支援を実施 ・被害者の市営住宅への優先入居の確保	
		66 母子、高齢者、障がい者施設等との連携	Ⅲ-7	元気高齢課、障がい福祉課 こども家庭政策課	A	・事案が発生した場合に必要な支援が行えるように、関係者間で情報共有と連携を図りました。(やむを得ない事由による措置入所等)(元気高齢課)	・事案が発生した場合に必要な支援が行えるように、関係者間で情報共有と連携を図ります。(元気高齢課)	
	(2)生涯を通じた健康支援	ア 性に関する正しい認識と理解に関する教育・啓発	68 思春期講座	Ⅲ-9	健康増進課	A	・市内小中学校において、思春期講座を実施	・市内小中学校において、思春期講座を実施(各校年1回)
			69 性に関する学習	Ⅲ-10	学校教育課	A	・性的少数者がいることを前提とした、性に関する指導の実施及び生命尊重の意識の育成に努めた指導の実施	・性的少数者がいることを前提とした、性に関する指導の実施及び生命尊重の意識の育成に努めた指導の実施
		イ 健康維持・増進への支援	70 妊婦、乳幼児のいる家庭の喫煙予防	Ⅲ-11	健康増進課	A	・母子健康手帳交付時面接、妊婦保健指導、乳児全戸訪問、乳幼児健診等で喫煙予防についての啓発を実施	・母子健康手帳交付時面接、妊婦保健指導、乳児全戸訪問、乳幼児健診等で喫煙予防についての啓発を実施
71 不妊・不育症に悩む人への支援 母親、両親学級「ハローベビークラス」			Ⅲ-12	健康増進課	A	・不妊・不育症の治療(医療保険適用外)にかかった費用の一部を助成	・不妊・不育症の治療(医療保険適用外)にかかった費用の一部を助成。	
73 「健康あしが21プラン」の推進	Ⅲ-13		健康増進課	A	・母親学級:子育て支援センターと連携し年5回実施 ・両親学級:年6回実施	・両親学級と母親学級(子育て支援センターと連携)を実施		
ア 様々な人の生活の安定	イ 健康維持・増進への支援	74 高齢者元気アップトレーニング事業の推進	Ⅲ-14	健康増進課	A	・「健康寿命の延伸」を基本目標に各種施策を実施	・「健康あしが21プラン」に基づき各種施策を推進	
		75 ささえ愛ボランティアポイント事業	Ⅲ-15	元気高齢課	A	・高齢者に対する運動教室を開催し、要介護状態にならないよう予防を図りました。 ・元気アップ教室3教室 ・延回数36回 延参加者数372名 ・地域元気アップ教室 2自治会 ・延回数 20回 延参加者数 319名 ・新規自主サークル 2サークル23名	・高齢者元気アップ教室 12回×2教室 ・元気アップサポーター養成講座 10回×1講座 ・地域元気アップ教室 10自治会 ・元気アップサークルの育成・支援 ・高齢者「元気アップ☆体操」の普及	
ア 様々な人の生活の安定	イ 健康維持・増進への支援	76 ささえ愛ボランティアポイント事業	Ⅲ-16	元気高齢課	A	・施設での支援、個人宅のごみ出しや傾聴支援、市の元気アップ体操等の活動を行いました。 ・登録ボランティア 91名	・健康で安心して暮らせる地域社会づくりを進めています。 ・ささえ愛ボランティア養成講座 ・ボランティアを希望する方と高齢者の居宅や受入施設等のマッチングを行う	

(3)その他の困難を抱える女性等への支援 (続き) 基本目標Ⅲ 男女(だれも)が人権を守られ、健康で安心して暮らせるまちづくり	自立の支援	76・認知症施策の推進	Ⅲ-17	元気高齢課	A	・認知症地域支援推進員を配置し、育成や普及啓発を行いました。認知症地域推進員 3名 上級認知症サポーター(たからばサポーター) 79名 ・地域包括支援センター7か所に認知症初期集中支援チームを置き支援体制の構築を進めました。	・認知症になっても安心して暮らし続けられるように、本人及び家族の声を聞きながら、認知症に関する正しい知識を持つ人を増やします。	
		77「あしかがし障がい児者福祉プラン」の推進	Ⅲ-18	障がい福祉課	A	・圏域調整会議や地域自立支援協議会等への参加による関係機関との連携	・策定委員会を設置、関係者と共に新プランの策定に取り組む	
		78 在住外国人への支援	Ⅲ-19	市民生活課	A	・多言語版あしかがみ(要約版)の配布 ・外国人のための無料在留資格相談を開催 ・足利市ボランティア通訳人材バンクの運営 ・市民生活ガイドの管理・更新	・多言語版あしかがみ(要約版)の配布 ・外国人のための無料在留資格相談を開催 ・足利市ボランティア通訳人材バンクの運営 ・市民生活ガイドの管理・更新	
	イ ひとり親家庭等の生活の安定と自立の支援	79 子育て・生活支援策等の充実	Ⅲ-20	こども家庭政策課、建築住宅課	A	・母子・父子自立支援員及び父子家庭巡回指導員等による各種相談事業の実施 ・ひとり親家庭の市営住宅への優先入居枠の確保	・母子・父子自立支援員及び父子家庭巡回指導員等による各種相談事業の実施 ・ひとり親家庭の市営住宅への優先入居枠の確保	
		80 就業支援策の充実	Ⅲ-21	こども家庭政策課	A	・各種給付金の支給や、貸付金の情報提供	・各種給付金の支給や、貸付金の情報提供	
		81 各種資金等の貸付	Ⅲ-22	こども家庭政策課	A	・就学支度資金や住宅資金等の貸付金のあつせん	・就学支度資金や住宅資金等の貸付金のあつせん	
	(4)誰もが安心して暮らせる地域づくりの支援	ア 消費生活の安定と向上	82 相談体制の充実	Ⅲ-23	市民生活課	A	・1日あたり相談員3名体制で相談に対応 ・知識の向上・スキルアップのため相談員が研修を受講(延べ45回)	・相談員3名による体制の継続 ・専門研修の受講を促進し、相談員の資質向上を図る
			83 消費者への啓発事業の開催	Ⅲ-24	市民生活課	A	・企業や団体の協力のもと消費生活展を開催し、多くの方に消費生活に関する啓発を実施(年1回 来場者395名) ・消費生活講座として、学校・地域・公民館等に出向き、消費者教育やトラブルへの注意喚起を実施(20回 599名受講)	・消費生活展の開催 ・消費生活講座を随時実施
		イ 防災対策の充実	84 自主防災組織の育成	Ⅲ-25	危機管理課	A	・地区合同防災訓練の実施【年1カ所】 11月20日 山辺地区合同防災訓練実施 富田地区・久野地区は新型コロナウイルスの影響により中止 ・防災リーダー研修会の実施【年2回】 12月4日開催 49名参加 2月26日開催 133名参加 ・防災講話等【公民館や各種団体へ出前講座を実施】	・地区合同防災訓練、防災リーダー研修会、防災講話等実施、地区防災計画策定支援
			85 避難所の設置・運営への女性の参画	Ⅲ-26	教育総務課、社会福祉課 危機管理課、人権・男女共同参画課	A	・女性の視点を活かした避難所の設置・運営 ・避難所に従事する職員等に対する避難スペースのゾーニング確認及び避難所用資器材の使用方法的周知徹底	・女性の視点を活かした避難所の設置・運営 ・避難所に従事する職員等に対する避難スペースのゾーニング確認及び避難所用資器材の使用方法的周知徹底
86 住民に対する応急手当普及啓発活動			Ⅲ-27	警防課	C	住民に対して応急手当に関する正しい知識と技術の習得を図るため講習会を開催	住民に対して応急手当に関する正しい知識と技術の習得を図るため講習会を開催	
87 避難行動要支援者名簿の整備			Ⅲ-28	社会福祉課	A	・新規該当者へ制度の周知、避難行動要支援者名簿既登録者の更新、避難時協力者への配布	・住基情報等を基に、避難行動要支援者名簿を更新し、避難時協力者に配布	
88 福祉避難所の設置・運営の体制整備		Ⅲ-29	社会福祉課、危機管理課	A	・指定避難所(福祉避難所)への保健師配置については、中学校区単位のエリア内で対応できるような体制を整備しました。	・指定避難所内の要配慮者スペースの充実を図るとともに、社会福祉施設代表者協議会と締結している福祉避難所についての協定内容の見直しを行います。		

「足利市男女共同参画基本計画（第4期）」 令和4年度実施状況及び令和5年度事業計画

基本目標 I 男女（だれも）がお互いの個性を認め合い参画できるまちづくり

(1) 男女共同参画意識の高揚

ア 啓発活動の充実

事業番号	施策事業	具体的内容	令和4年度実施状況	評価	令和5年度事業計画	担当課
I-1	男女共同参画に関する啓発事業の開催	各種講演会等を開催します。 ・男女共同参画週間事業 （キャッチフレーズの募集、表彰） ・ひとtoひとのフォーラム ・出前講座	小中高高校生からキャッチフレーズを募集し、6月の男女共同参画週間事業で優秀作品の表彰式を実施しました。 12月に「ひとtoひとのフォーラム足利」を開催しました。人権ポスター・書道・作文の表彰式、映画上映会を実施（来場者延べ432名）	A	6月に男女共同参画週間事業を開催します。12月に「(仮)人権フェスタあしかが」を開催しキャッチフレーズの優秀作品、人権ポスター・書道・作文の表彰式を行います。生涯学習課等の講師派遣依頼などに応じ、公民館等での人権に関する出前講座を実施します。	人権・男女共同参画課
I-2	男女共同参画講座の開催	男女共同参画センター等で行うセミナー等により、男女共同参画に基づいた新しいライフスタイルのための意識づくりを図ります。	男女共同参画セミナー講座を開催。 「シニア世代の資産運用の基礎知識を知ろう」 （参加延べ65名） 「20代、30代の資産運用」（参加延べ45名）	A	男女共同参画セミナーを開催し、男女共同参画意識の啓発を図ります。	人権・男女共同参画課
I-3	人権に関する啓発事業の開催	さまざまな人権問題を取り上げたリーフレットや人権問題の早期解決に向けた啓発資料を作成し配布します。また、市民一人ひとりが人権の大切さを認識するための研修会や講演会を開催します。 ・人権問題講演会 ・幼保小中学校関係人権教育研修会 ・人権教育指導者養成講座 ・ひとtoひとのフォーラム ・出前講座	栃木県「人権教育・啓発推進県民運動強調月間」にあわせて、「人権問題講演会」などを実施し、人権意識の醸成を図りました。 12月の「人権週間」にあわせた催しにおいて、人権意識の醸成を図りました。	A	栃木県「人権教育・啓発推進県民運動強調月間」にあわせて、「人権問題講演会」などを実施し、人権意識の醸成を図ります。 12月の「人権週間」にあわせた催しにおいて、人権意識の醸成を図ります。 生涯学習課等の講師派遣依頼などに応じ、公民館等における人権に関する出前講座を実施します。	人権・男女共同参画課
			少人数で開催する人権教育指導者養成講座は、現況のニーズに即した内容で2回実施しました。延べ43名参加 幼保小中学校人権教育研修会については大人数での開催を見送り、人数規模を縮小して実施いたしました。23名参加	B	市及び関係機関・団体等と連携しながら各人権研修会を実施していきます。 内容については、新しい人権問題が生まれている事なども踏まえて、ニーズを的確にとらえながら一層の充実を図っていきます。	生涯学習課
I-4	市役所内における啓発活動の充実	職員を対象とした研修や講演会に、人権・男女共同参画の視点を取り入れます。 ・階層別研修 ・人権問題研修	・階層別研修で講義を実施しました。 4月14日 新任課長研修 受講者：15名 5月11日 新任副主幹研修 受講者：30名 6月14日 初級職員研修 受講者：30名 ・7月27日、8月2日に人権問題研修を実施しました。受講者：266名	A	職員を対象とした研修や講演会に、人権・男女共同参画の視点を取り入れます。 ・階層別研修 ・人権問題研修	人事課
I-5	子ども向け啓発冊子の配布	児童期から男女共同参画意識の醸成を図るため、市内の小学校5年生児童に啓発冊子を配付します。	4月のキャッチフレーズの募集に併せて、小学校5年生児童に啓発冊子を配付し、啓発を推進しました。	A	6月の男女共同参画週間に合わせ、啓発冊子を市内小学校5年生に配付し、男女共同参画意識の醸成を図ります。	人権・男女共同参画課

評価基準

- A … 計画どおり実施できた。
- B … 計画の50%以上実施できた。
- C … 計画の50%未満しか実施できなかった。
- N … 未実施・該当なし

目標 I (1) ア

イ 情報提供の充実

目標 I (1) イ

事業番号	施策事業	具体的内容	令和4年度実施状況	評価	令和5年度事業計画	担当課
I-6	情報紙「かけはし」の発行	女性のエンパワーメントや男性への意識啓発を進め、男女共同参画に向けた啓発と情報提供を行います。	4月に発行。共学になった高校や、三代続く美容室など、男女共同参画の視点から取材し、啓発しました。	A	男女共同参画に関する情報を編集委員により作成し、令和6年4月に全戸配付します。年1回	人権・男女共同参画課
I-7	ホームページ、情報コーナー等の活用	ホームページやSNSを充実し、タイムリーな情報を発信します。また、男女共同参画センターや生涯学習センターの情報コーナー及び市内公民館の男女共同参画コーナーにおいて、啓発情報を提供します。	基本計画の概要のほか、女性活躍応援講座の案内や男女共同参画情報誌「かけはし」などの内容を発信しました。	A	男女共同参画基本計画の概要、事業の内容や結果等を発信します。	人権・男女共同参画課
			各施設において、男女共同参画コーナーを設置し情報発信を行いました。	A	各施設の男女共同参画コーナーについては、整理整頓を心がけ、見やすく、手に取りやすいよう工夫し、情報発信を行っていきます。	生涯学習課

ウ LGBTへの理解の促進

目標 I (1) ウ

事業番号	施策事業	具体的内容	令和4年度実施状況	評価	令和5年度事業計画	担当課
I-8	LGBTに関する啓発	LGBTへの理解を深めるため、啓発情報を提供しません。	性的少数者に関する理解を深めるため、男女共同参画センター内に関係チラシの配架。	A	性的少数者に関する理解を深めるため、男女共同参画センター内に関係チラシの配架、出前講座などで、周知啓発を行います。	人権・男女共同参画課
			市内全小中学校にLGBTを扱った人権教育リーフレット「誰もが自分らしく生きるために」を配布しました。性の多様性を考える研修会、性暴力を考える講演会、女性への暴力を考える講座などの情報を提供しました。	A	性的少数者に関する理解を深めるため、資料や講演会等の案内を市内全小中学校に配付し、児童生徒、教職員、保護者等への周知啓発を行います。	学校教育課

(2) 男女平等観に立った教育の推進

ア 幼児期からの性別にとらわれない人権教育の推進

目標 I (2) ア

事業番号	施策事業	具体的内容	令和4年度実施状況	評価	令和5年度事業計画	担当課
I-9	保育士の研修の充実（保育所(園)職員に対する意識の啓発）	職員が男女平等を含めた人権教育について、共通理解を深めるため研修を実施します。	公立保育所、民間保育園関係者を対象に人権研修会を実施。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、Web研修とし、さらに園内(所内)研修を実施し、共通認識を高める。(9/1～9/15実施) 内容：「情報に惑わされないための《4つのハテナ》」講師：白鷗大学特任教授 下村健一 氏	A	公立保育所、民間保育園関係者を対象に人権研修を実施予定。(9月頃)	保育課

イ 男女平等意識を育む学校における人権教育の推進

目標 I (2) イ

事業番号	施策事業	具体的内容	令和4年度実施状況	評価	令和5年度事業計画	担当課
I-10	教職員の研修の充実と意識の高揚	男女平等観に立った意識の高揚を図るため、校内研修等を充実します。	教師の人権問題に対する認識を深めるとともに、児童生徒一人一人を丁寧にみつめる人権教育の実践を積み重ねるよう、働きかけました。(校内での人権週間・人権研修の実施、市教委主催人権教育研修会の実施7/5)	A	教師の人権問題に対する認識を深めるとともに、児童生徒一人一人を丁寧にみつめる人権教育の実践を積み重ねるよう、市教委主催の人権教育研修会をはじめ、様々な場において指導します。	学校教育課
I-11	各教科・領域等の指導	各教科・領域等、全教育活動を通して、男女が互いに相手の立場と特性を理解すること、認め合い、励まし合うことの大切さを指導します。	教師が性の多様性を理解し、学校生活のあらゆる場面で、「男らしさ」や「女らしさ」を強制することなく、「自分らしく」違いを認め合える雰囲気づくりを行っています。	A	教職員が各教科・領域等、全教育活動を通して、人権教育を基盤とした、男女平等を意識した教育実践を行うよう、児童生徒に指導します。	学校教育課

ウ 男女共同参画の視点に立った家庭教育・社会教育の推進

目標 I (2)ウ

事業番号	施策事業	具体的内容	令和4年度実施状況	評価	令和5年度事業計画	担当課
I-12	家庭教育通信による啓発	子どもの年齢に合わせて家庭教育通信「父の力・母の力」を配付し、家庭教育についての情報の提供と啓発を行います。	家庭教育通信を小中学生がいる全ての家庭に配布し、家庭教育についての情報の提供と啓発を行いました。	A	デジタル化の方法を模索しつつ、年に1回各小中学校を通じて家庭への配布を行い、家庭教育についての情報の提供と啓発を継続していきます。	生涯学習課
I-13	家庭教育懇談会の開催	地区ごとに実施委員会を組織し、家庭教育に関する自由な意見交換を行う懇談会を開催します。	家庭教育懇談会（毛野・筑波・葉鹿）は感染症対策に留意しつつ実施いたしました。合計152名参加	A	助戸地区において家庭教育懇談会を開催する予定の他、子育て世帯の参加しやすさを考慮して、新たな手法・方法での実施も模索・試行していきます。	生涯学習課
I-14	学級・講座等の充実	公民館において家庭教育に関する学級を開設し、家庭の教育的機能を高めるとともに、受講者の交流を通して地域の連帯を深めます。また、女性のライフスタイルに対応した知識・技術の習得や今日の課題等についての学習をします。 ・家庭教育学級 ・乳幼児学級 ・父親学級 ・女性学級	市内全公民館において、男女共同参画課の視点に立った多種多様な学級講座を開催いたしました。 新型コロナウイルス感染症の影響により、中止となる回や参加者数の減少もありましたが、内容や実施方法の工夫により、おおむね予定通り実施いたしました。 女性学級：20講座 延べ1,866名参加	A	男女共同参画の視点を踏まえて各学級・講座を開催し、より一層の内容の充実を図っていきます。	生涯学習課
I-15	若年層へのキャリア教育等の啓発活動	中高生を対象に職業等に対する講演会を実施します。	中学生を対象にニート・フリーター未然防止講演会を開催しました。 キャリアカウンセラーによる講演 中学校9校	A	中高生を対象に職業に関する講演会を開催します。	商業にぎわい課

(3) 政策・方針決定の場への女性の参画の促進

ア 女性活躍の推進

目標 I (3)ア

事業番号	施策事業	具体的内容	令和4年度実施状況	評価	令和5年度事業計画	担当課
I-16	男女共同参画センターの機能の充実	男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画センターを活用して各種講座を開催し、女性団体等の活動、また、市民への啓発活動の拠点とします。	指定管理者と連絡を密にし、男女共同参画センターにおいて各種講座を開催するとともに、女性団体連絡協議会や市民などの活動の支援をしました。	A	男女共同参画センターにおいて各種講座を開催するとともに女性団体連絡協議会や市民などの活動の支援をします。	人権・男女共同参画課
I-17	女性団体の育成・支援	女性の地位向上を目標に、女性団体の育成を一層推進し、組織の活性化を進めます。	女性団体連絡協議会に補助金を交付し、各種事業（Tサロン、広報紙の発行等）の実施及び参加を支援しました。	A	女性団体連絡協議会に補助金を交付して、各種事業の実施及び参加を支援します。	人権・男女共同参画課
I-18	足利市女性大学（成人大学講座）	市民から企画運営委員を公募し、市民ニーズに対応した学習を企画し提供します。	中央公民館（織姫、助戸）において、学級講座の企画・運営に参画頂きました。合計4講座15名 男女共に共同参画社会を学べる内容を実施しました。	A	引続き、企画や運営等への参画の機会を提供し、女性活躍の推進を行っていきます。	生涯学習課
I-19	女性活躍応援講座の開催	意欲ある女性の活躍を広げ、キャリア形成に寄与するとともに、異業種間のネットワークを構築することを目的に開催し、女性活躍を支援します。	女性活躍応援講座を開催しました。「膝痛と0脚の予防と対策」（25名参加）	A	多様な女性の活躍や働きやすい職場づくりの支援につながる女性活躍応援講座を開催します。	人権・男女共同参画課
I-20	女性の政治参画の積極的な推進	諸外国の取組や日本の状況、女性の政治参画の意義等を周知啓発します。	内閣府作成の女性の政治参画に関するポスターを男女共同参画センター内に配架し周知しました。	A	女性の政治参画に関する啓発資料を男女共同参画センター内に掲示し、政治分野における女性の参画意識を高めます。	人権・男女共同参画課

ア 女性活躍の推進

事業番号	施策事業	具体的内容	令和4年度実施状況	評価	令和5年度事業計画	担当課
I-21	各種審議会等委員への女性の登用	定利市の各種審議会等における女性委員の登用率の向上を図り、全庁を挙げて政策・方針決定の場での男女共同参画を進めます。 ・登用率調査の実施、登用状況の把握 ・委員会委員選任基準の見直しと設定 ・女性委員0(ゼロ)の委員会へ女性委員登用の積極的な働きかけ	新規委員会を立ち上げる担当課へ、女性委員登用について働きかけました。	A	3月に登用率調査を実施し登用状況の把握をします。また、新規審議会等委員会女性委員0の委員会へ女性委員登用の積極的な働きかけをします。	人権・男女共同参画課
I-22	自治会役員等への女性の参画促進	自治会長連絡協議会と連携し、自治会活動において男女共同参画の推進が図れるよう、女性役員の登用について協力を求めます。	女性自治会長は6名が務めています。この他、自治会、地域団体にも女性役員がいます。	A	自治会長連絡協議会と連携し、自治会活動において、男女共同参画の推進が図れるよう、女性役員の登用について協力を求めます。	市民生活課
I-23	人材の発掘・育成とリストの整備・活用	各種審議会・委員会等への女性委員を積極的に登用するために、新たな人材の発掘や育成を行い、的確な人材情報を提供します。 また、幅広い視野に立った地域リーダーを養成します。	女性人材リスト登録者を整備し、計39名の登録になりました。	A	女性人材リスト登録者を募集し、新たな人材を発掘し、人材情報を庁内及び関係機関に提供します。	人権・男女共同参画課

基本目標Ⅱ 男女(だれも)がさまざまな場面で輝けるまちづくり

(1) 働く場における男女平等の推進

ア 男女の雇用機会の均等・待遇確保の啓発・推進

目標Ⅱ(1)ア

事業番号	施策事業	具体的内容	令和4年度実施状況	評価	令和5年度事業計画	担当課
II-1	事業者等への意識啓発と情報提供	関係機関と連携を図り、男女雇用機会の均等確保並びに各種制度等の啓発を行います。 ・育児・介護休業制度 ・パートタイム労働法 ・最低賃金	関係機関と連携を図り、企業活動と人権に関するガイドブックの配布及びポスターの掲示、パンフレットの配布やホームページ・あしかがみへの掲載等で啓発しました。	A	関係機関と連携を図り、企業活動と人権に関するガイドブックの配布及びポスターの掲示、パンフレットの配布やホームページ・あしかがみへの掲載等で啓発に努めます。	商業にぎわい課
			育児・介護休業制度、パートタイム労働法、最低賃金に関するチラシを男女共同参画センター内に配架し、周知啓発を行いました。	A	育児・介護休業制度、パートタイム労働法、最低賃金に関するチラシを男女共同参画センター内に配架し、周知啓発を行います。	人権・男女共同参画課
II-2	長時間労働の是正・休暇の取得促進	生活や健康に配慮した労働時間の設定や年次有給休暇の取得促進等に向けて、各種広報媒体を活用した意識啓発に努めます。	企業活動と人権に関するガイドブックの配布等により啓発しました。(3000部作成)	A	企業活動と人権に関するガイドブックの配布等により啓発に努めます。	商業にぎわい課
			男女共同参画センターにおいて、求人情報の提供に合わせ、男女雇用機会均等法に関する情報を掲示しました。県の最低賃金や年次有給休暇など、就業機会に役立つ情報を記載したチラシ「知って得情報」を女性活躍応援講座参加者や、男女共同参画センター内に配架し周知しました。	A	長時間労働は正・休暇の取得促進に関する啓発に関する記事を広報紙等を活用し、周知啓発します。	人権・男女共同参画課
II-3	テレワークの推進	企業等において、柔軟な働き方ができるようテレワークを推進します。	国が作成したテレワークを推進するための「テレワークガイドライン」の概要について、求人情報とともに、男女共同参画センター内に配架し周知啓発しました。	A	テレワークに関する啓発チラシを男女共同参画センター内に配架し、周知啓発します。	人権・男女共同参画課
			国からテレワークに関するチラシの提供がなかったため、未実施です。	N	国・県・関係機関等から制度・啓発パンフレット等の提供があった際に、パンフレットの配布・ホームページの掲載等で啓発に努めます。	商業にぎわい課

(1) 働く場における男女平等の推進

ア 男女の雇用機会の均等・待遇確保の啓発・推進

事業番号	施策事業	具体的内容	令和4年度実施状況	評価	令和5年度事業計画	担当課
II-4	ハラスメント防止等の啓発	ハラスメント防止等に関する対策をはじめ、事業主が講ずべき措置について、周知・啓発を行い、ハラスメント問題に関する関心と理解を深めます。また、市役所内における取組として、ハラスメントの防止等に関する基本指針に基づき、ハラスメントの防止等に努めます。	国や県が発行するハラスメント防止に関する冊子やチラシを男女共同参画センター内に配架し、周知・啓発しました。	A	国や県が発行するハラスメント防止に関する冊子やチラシを男女共同参画センター内に配架し、周知・啓発します。	人権・男女共同参画課
			企業活動と人権に関するガイドブックの配布等により啓発しました。(3000部作成)	A	企業活動と人権に関するガイドブックの配布等により啓発に努めます。	商業にぎわい課
			7月14日にハラスメント防止研修を実施しました。受講者：59名	A	市役所内における取組として、ハラスメントの防止等に関する基本指針に基づき、ハラスメントの防止等に努めます。	人事課
II-5	相談体制の充実	働く男女が抱える仕事や職場の悩みについて、関係機関と連携を図り、情報提供と相談体制を充実します。	毎週木曜日、「女性の生き方何でも相談」を実施し、働く女性の悩みに対応しました。	A	隔週の木曜日、「女性の生き方何でも相談」を実施し、働く女性の悩みに対応します。	人権・男女共同参画課
			毎月第4水曜日に「労務相談」を開催しました。また、毎月第3金曜日に「青少年の職業的自立を支援する相談会」を実施しました。	A	働く方が抱える仕事や職場の悩みについて、関係機関と連携を図り、情報提供と相談体制を充実します。	商業にぎわい課
II-6	中小企業における一般事業主行動計画の策定の支援等	女性活躍推進法に基づく、一般事業主行動計画及び次世代育成支援対策推進法に基づく、一般事業主行動計画の策定に取り組む中小企業に対し、策定に必要な支援・情報提供を行います。	関係機関と連携を図り、企業活動と人権に関するガイドブックの配布等により啓発しました。(3000部作成)	A	引き続き関係機関と連携を図り、企業活動と人権に関するガイドブックの配布等により啓発に努めます。	商業にぎわい課
			女性活躍推進法の改正に伴い、一般事業主行動計画の策定や情報公表の方法が変わる内容について紹介しているパンフレットを、男女共同参画センター内に配架しました。	A	女性活躍推進法の改正に伴い、一般事業主行動計画の策定や情報公表の方法が変わる内容について紹介しているパンフレットを、男女共同参画センター内に配架します。	人権・男女共同参画課
II-7	くるみん・えるぼし認定の取得促進	次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業に対し、子育てサポート企業として、「くるみん認定」の取得促進を促します。また、女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、女性の活躍に関する取組の実施状況が優良な企業に対し、えるぼし認定の取得促進を促します。 ・市融資制度における認定企業への貸付利率の引き下げ ・足利市建設工事入札参加資格における加点の周知 ↑くるみん・えるぼし認定企業の加点はない(要確認)	国が作成する、えるぼし・くるみんマークの取得促進のためのチラシを男女共同参画センター内に配架し周知啓発しました。	A	国が作成する、えるぼし・くるみんマークの取得促進のためのチラシを男女共同参画センター内に配架し周知啓発します。	人権・男女共同参画課
			市制度融資におけるくるみん、えるぼし認定企業への貸付利率を一律0.2%~0.4%引き下げを行いました。	A	引き続き同事業を継続し、くるみん・えるぼし認定取得を促します。	商業にぎわい課
II-8	女性の活躍に関する情報公表の促進	国や県が行う女性の活躍推進に関する好事例や企業情報を市ホームページ等において周知し、効果的な発信に努めます。	働く女性の生活に役立つ基礎知識を掲載した冊子「働く女性のための応援ブック」と、市独自の就業機会に役立つ情報を掲載したチラシ「知って情報」を、男女共同参画センター内に配架し周知しました。	A	女性の活躍に関する好事例企業に関する情報を男女共同参画センター内に配架し、周知啓発を行います。	人権・男女共同参画課
			県が作成したチラシを市民ホール等へ設置し周知を行いました。	A	国・県等が作成するチラシやホームページ等をチラシ設置やホームページ等で周知します。	商業にぎわい課

(続き) ア 男女の雇用機会の均等・待遇確保の啓発・推進

事業番号	施策事業	具体的内容	令和4年度実施状況	評価	令和5年度事業計画	担当課
II-9	働く場における男性の意識と職場風土の改革	国や県、市が開催する企業向けのワーク・ライフ・バランスセミナーなど研修会の情報提供を行うとともに、男女共同参画情報紙等において、男性の意識改革等についての記事を掲載します。 また、市職員を対象に、ワーク・ライフ・バランス等の内容を取り入れた研修を実施します。	国や県の作成したチラシを市民ホール等へ設置し情報提供を行いました。	A	国・県等が作成するチラシやホームページ等をチラシ設置やホームページ等で周知します。	商業にぎわい課
			男女共同参画情報紙「かけはし」に男性の意識改革を促す記事を掲載しました。	A	男女共同参画情報紙「かけはし」に男性の意識改革を促す記事を掲載します。	人権・男女共同参画課
			6月28日に多様な人材活躍推進研修を実施しました。受講者：30名	A	市職員を対象に、ワーク・ライフ・バランス等の内容を取り入れた研修を実施します。	人事課
II-10	女性の職業生活における活躍推進法に基づく「足利市特定事業主行動計画（足利市女性職員輝きプラン）」の推進	「足利市女性職員輝きプラン」に基づき、市役所内の女性職員の活躍を推進します。	・新たに課長級に2人、課長補佐級に4人、主幹級に2人、副主幹級に11人の女性職員を昇任させました。管理監督職である副主幹級以上の職員における女性職員の割合は21.4%となりました。 ・6月28日に多様な人材活躍推進研修を実施しました。受講者：30名	A	「足利市女性職員輝きプラン」に基づき、市役所内の女性職員の活躍を推進します。	人事課
II-11	次世代育成支援対策推進法に基づく、「足利市特定事業主行動計画（子育て応援プラン）」の推進	「子育て応援プラン」に基づき、市役所内の女性の職業生活と家庭生活の両立及び子育て支援に関する諸制度について、計画を推進します。	10月12日に初級職員研修「男女共同参画を考える」を実施しました。受講者：31名 庁内システムに男性職員の育児休業体験談を掲載しました。	A	「子育て応援プラン」に基づき、市役所内の女性の職業生活と家庭生活の両立及び子育て支援に関する諸制度について、計画を推進します。	人事課

イ 人材育成と再就職支援

目標Ⅱ(1)イ

事業番号	施策事業	具体的内容	令和4年度実施状況	評価	令和5年度事業計画	担当課
II-12	人材育成事業の推進及び、再就職に関する情報提供やセミナーの開設	主に女性の資質の向上のため、人材育成事業を進めるとともに、関係機関と連携し、求人情報や女性労働者の再就職支援制度についての情報を提供します。また、再就職を希望する社会人を対象に、職業技術を習得する機会を提供します。	男女共同参画センターにおいて、求人情報の提供に合わせ、男女雇用機会均等法や県の最低賃金や年次有給休暇など、就業機会に役立つ情報を掲示しました。	A	ハローワークからの求人情報を定期的に男女共同参画センター内に掲示します。	人権・男女共同参画課
			公共職業訓練施設での訓練をあしかがみやホームページ等で周知しました。 年間を通してハローワーク求人情報を市民ホールへ掲示し情報提供をしました。	A	公共職業訓練施設での訓練をホームページ等で周知します。 年間を通してハローワーク求人情報を市民ホールへ掲示し情報提供をします。	商業にぎわい課
II-13	起業・創業支援	起業に関する情報提供や起業に要する資金の融資などの相談、創業塾や創業相談等を実施し、女性の起業支援等を行います。	独立開業資金の利用者が女性の場合、貸付利率を0.2%引き下げました。	A	引き続き関係機関と連携を図り、市融資制度や創業塾等の周知啓発を行います。	商業にぎわい課
II-14	子育て期女性の就労支援事業	子育て期女性の就労支援事業を行い、子育てをしている女性の就労ニーズを掘り起こし、企業のニーズとマッチングさせることで、多様な働き方を促進します。	情報発信や会社説明会・面接会を通じ、働きたい子育て期の女性と就労支援機関や企業を繋ぎました。	A	情報発信やイベントを通じ、働きたい子育て期の女性と就労支援機関や企業を繋ぎます。	商業にぎわい課

ウ 農業における男女共同参画の推進

目標Ⅱ(1)ウ

事業番号	施策事業	具体的内容	令和4年度実施状況	評価	令和5年度事業計画	担当課
II-15	足利市農業・農村男女共同参画ビジョンの推進	足利市農業・農村男女共同参画ビジョンに基づき、農業における男女共同参画を推進します。 ・農村女性活動の推進 ・家族経営協定締結の推進	女性農業者等を対象とした研修会を開催しました。第5次足利市農業・農村男女共同参画ビジョンを策定しました。 認定農業者の個別指導会又は後継者の就農を契機に家族協定の締結を推進しました。	A	女性農業者等を対象とした研修会を開催します。 認定農業者の個別指導会又は後継者の就農を契機に家族協定の締結を推進します。	農政課
			事業なし	N	令和3年度から廃止	農林整備課

(2) 家庭・地域における男女共同参画の促進

ア 家庭と地域活動におけるパートナーシップの促進

目標Ⅱ(2)ア

事業番号	施策事業	具体的内容	令和4年度実施状況	評価	令和5年度事業計画	担当課
Ⅱ-16	家庭における男性の役割意識の醸成	男性の自立を図るため、家庭生活に関する講座を開設します。	あしかがフラワーパークプラザ（市民プラザ）において、父と子参加の「親子でいっしょにヨガ」講座を開催し、男性の家庭参画意識の醸成を図りました。	A	あしかがフラワーパークプラザ（市民プラザ）において、講座を開催し、男性の家庭参画意識の醸成を図ります。	人権・男女共同参画課
Ⅱ-17	育児における男女平等の役割分担	家族のふれあいと、子育てへの男女共同参画を進めるための講座を開催します。	あしかがフラワーパークプラザ（市民プラザ）において、父と子参加の「親子でいっしょにヨガ」講座を開催し、男性の家庭参画意識の醸成を図りました。	A	あしかがフラワーパークプラザ（市民プラザ）において、家族ふれあい講座を開催し、子育てへの男女共同参画意識を醸成します。	人権・男女共同参画課
Ⅱ-18	地域自治組織の支援	身近な生活の課題解決を男女共同参画の視点をもって地域の人たちの協力で進められるよう、地域自治組織の強化及び活動を支援します。	市内全自治会長によって構成される自治会長連絡協議会に対し、支援・協力しました。	A	市内全自治会長によって構成される自治会長連絡協議会に対し、支援・協力します。	市民生活課
Ⅱ-19	公民館の利用促進	市民が性別にかかわらず、学び集い、語り合える場として、公民館の利用を進めます。	公民館学級講座 116学級講座 延べ受講者数 9,675名 感染症対策に留意しつつ、各種学級講座を実施しました。	A	生涯学習の場として、引き続き公民館において学級・講座を企画し利用を進め、もって地域の男女共同参画の促進を図っていきます。	生涯学習課
Ⅱ-20	男女共同参画センターの利用促進	市民の趣味教養を高め心にゆとりを持ち、豊かな生活を送るために、余暇を活用した講座を開設し、修了生のサークル化を促進します。	あしかがフラワーパークプラザ（市民プラザ）において、趣味教養講座を開催しました。 「親子deマジック」（参加者：延べ12組）「古典と謡曲教室」（参加者：延べ47名） 「アイヌ工芸教室」（参加者：延べ45名）	A	あしかがフラワーパークプラザ（市民プラザ）において、趣味教養講座として、生活技術の向上に役立つ講座を開催します。	人権・男女共同参画課
Ⅱ-21	地域ふれあい事業	地域の子どもと大人の世代間の交流活動を通して、高齢者の持つ優れた知識や技術を地域に生かし、意欲的な社会参加を進めます。	7公民館7講座、延べ受講者数 683名 該当公民館にて、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえながら実施いたしました。	A	地域の子どもと大人の交流活動を通して、高齢者の持つ優れた知識や技術を地域に活かし、意欲的な社会参加を進め、男女が共同参画できるよう、事業を実施していきます。	生涯学習課
Ⅱ-22	指導者の育成	性別にかかわらず、地域の指導者として、積極的に行動できる市民となるよう、国、県等が主催する各種事業、学習講座へ人材を派遣し、活動を支援します。	「とちぎウーマン応援塾」参加者に、審議会委員や女性人材リストへの登録を促しました。	A	各分野で活躍している女性に、「とちぎウーマン応援塾」の情報提供をし、各事業所に派遣を促します。	人権・男女共同参画課

(3) 仕事やその他の活動の両立を可能にする環境の整備

ア 子育てサービスの充実

目標Ⅱ(3)ア

事業番号	施策事業	具体的内容	令和4年度実施状況	評価	令和5年度事業計画	担当課
Ⅱ-23	子育て世代包括支援センター	妊娠初期から子育て期にわたり、妊娠・出産・子育てに関する相談に専門支援員が応対し、必要な情報提供や助言、保健指導を行いながら、切れ目のない支援を行います。	子育て支援コーディネーター（保健師）による支援活動を行い、子育てに関する相談や必要な情報の提供、ミニ講座を開催しました。 【子育て相談件数】 525件（通常日：延件数362件、相談日：延件数163件） 【ミニ講座】年2回 参加：それぞれ親子5組	A	子育て支援コーディネーター（保健師）による継続的な支援活動を行っていきます。利用者のニーズに合わせた講座の開催や地域子育て支援センターへ出向きさまざまな場所で相談支援必要な支援が受けられるように努め、人とのつながり、地域とのつながりを図っていきます。	保育課
			子育て世代包括支援センターにおいて妊娠届出時、出生届出後に母子保健コーディネーター等が面談を行い、子育てガイドに基づき妊娠や出産、子育ての見通しを立て、子育て支援サービスの紹介や利用を提案するなど相談支援を行いました。 妊娠届出時の面談 622件、出産届出後の面談 199件	A	妊娠届出時や出生届出後に妊産婦や子育て家庭の養育者と面談を行い、子育てガイドに基づき今後の見通しを示し、子育て支援サービスの情報を提供し必要なサービスの紹介をするとともに、継続した相談支援を行います。	健康増進課

ア 子育てサービスの充実

事業番号	施策事業	具体的内容	令和4年度実施状況	評価	令和5年度事業計画	担当課
II-24	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業を実施します。 子育て支援センターやこども館等を通じて、地域の子育て資源の発掘・育成に継続的に取り組み、子育て支援機能の充実を図り、子どもの健やかな育ちを促進していきます。	【子育てサロン利用状況】 開設日数 利用人数 さいこう子育て支援センター 241日 8220人 やまがわ子育て支援センター 242日 5354人 にし子育て支援センター 242日 3977人 梁田こども館ふれあい広場 144日 587人 しやんしやん広場 193日 3764人 おひさま 144日 672人 八幡こども館 147日 610人 にしこども館 135日 158人	A	子育てサロンやあそびの広場を設け、電話相談や来所相談を行い、育児の不安や子育ての負担を感じている母親に寄り添う支援を充実させていきます。子育てについての講習会を実施します。	保育課
II-25	子育て相談	幼稚園、保育所（園）、認定こども園で子育てに関する悩みごとや心配ごとの相談に随時応じます。	各施設において、相談しやすい環境づくりを実施 【子育て相談受付状況】 公立保育所 1053件 子育て支援センター（3か所） 民間保育園 1075件 3574件 認定こども園 1001件 地域子育て拠点事業（5か所） 幼稚園 86件 2125件	A	幼稚園、保育所（園）、認定こども園で子育てに関する悩みごとや心配ごとの相談に応じ、母親の困り感に寄り添う支援の実施	保育課
II-26	保育の充実	保護者の労働又は疾病などにより、また、保護者の就労形態の多様化に対応するため、保護者の代わりに保育所（園）、認定こども園等での保育を実施します。 ・通常保育（特定地域型保育事業を含む） ・延長保育 ・休日保育 ・乳児保育 ・病児保育（体調不良児対応型）	【通常保育】 公立保育所 10か所 民間保育園 11か所 認定こども園 11か所 地域型保育事業所 1ヶ所 【延長保育 利用延べ児童数】 公立保育所 7636人 民間保育園 14673人 認定こども園 2132人 【休日保育】 実施施設 1ヶ所 利用延べ児童数 51人 【乳児保育 受け入れ児童数】 公立保育所 128人 民間保育園 346人 認定こども園 257人 地域型保育事業所 9人 【病児保育（体調不良児対応型）】 実施施設 5か所 利用延べ児童数 1006人	A	保護者の労働又は疾病などにより、また、保護者の就労形態の多様化に対応するため、保護者の代わりに保育所（園）、認定こども園等での保育を実施します。通常保育のほか、特別保育事業等の充実を図り、仕事と子育ての両立を支援します。	保育課
II-27	すこやか（発達支援）保育・特別支援教育	幼稚園、保育所（園）、認定こども園で障がい児の受け入れが可能となるよう、保育士や幼稚園教諭の配置や施設等環境整備を行います。	【すこやか保育・特別支援教育受け入れ児童数】 公立保育所 30人 民間保育園 28人 認定こども園・幼稚園 62人	A	障がい児、発達支援が必要な児童の受け入れ体制を整備し、心身障がい児・発達支援児の育ちを保障し、安心して子育てできる環境を整えます。	保育課
II-28	病児保育事業	病児又は病気の回復期の児童で、集団保育や通学ができない児童（小学校6年生まで）を一時的に預かります。	利用延べ児童数 40人 （小学生児童数再掲 5人）	A	病児保育事業を実施することにより、仕事と子育ての両立を支援します。	保育課
II-29	一時預かり事業	保護者の出産や、疾病等による通院、社会参加のために、一時的に家庭での保育が困難となったとき、週3日程度の保育を実施します。	【利用延べ児童数】 公立 562人 民間 928人 認定こども園 80人	A	保護者の突発的な事情や社会参加、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担軽減のため、一時的に子どもを預かり、安心して子育てができる環境を整備し、実施します。	保育課
II-30	ファミリー・サポート・センター事業	子育ての手助けが必要な人（依頼会員）と、手助けができる人（協力会員）が会員となって、相互に援助し合う活動を行うことにより、地域における子育て機能を強化します。また、同時に働く人々がゆとりをもって子育てができるよう、子育てと仕事の両立を支援します。	育児の手助けができる人と手助けが必要な人が会員となって、相互に援助しあう組織の活動を支援しました。 会員数 645人 活動件数 644件	A	育児の手助けができる人と手助けが必要な人が会員となって、相互の援助し合う組織の活動を支援します。	保育課
II-31	放課後児童クラブ	保護者の就労等により、放課後や学校休業日に家族と一緒に過ごすことのできない小学校に就学している児童に対し、生活の場を提供し、適切な遊びなどを通じて、健全育成を図ります。	放課後の児童の健全育成のため、放課後児童健全育成事業を実施しました。 放課後児童クラブ数 54か所	A	放課後児童健全育成事業を実施することにより、放課後の児童の健全育成を図ります。 放課後児童クラブ数55か所	こども家庭政策課

ア 子育てサービスの充実

目標Ⅱ(3)ア

事業番号	施策事業	具体的内容	令和4年度実施状況	評価	令和5年度事業計画	担当課
Ⅱ-32	放課後等デイサービス	障がい者（児）の放課後等デイサービス、日中一時支援事業等の利用推進を図ります。	障がい福祉課窓口や障がい者基幹相談支援センター、その他広報紙やホームページ等で事業の周知を行いました。	A	障がい福祉課窓口や障がい者基幹相談支援センター、その他広報紙やホームページ等で事業の周知を行います。	障がい福祉課
Ⅱ-33	「足利市子ども子育て支援事業計画」の推進	「足利市子ども子育て支援事業計画」に基づき、各種施策を進めます。	「足利市子ども子育て支援事業計画」に基づき、各種施策を進めました。	A	「足利市子ども子育て支援事業計画」に基づき、各種施策を進めます。	保育課 子ども家庭政策課

イ 介護サービスの充実

目標Ⅱ(3)イ

事業番号	施策事業	具体的内容	令和4年度実施状況	評価	令和5年度事業計画	担当課
Ⅱ-34	介護保険サービスの推進	介護が必要な高齢者に住み慣れた自宅で、本人の希望を尊重し、安心して生活を送れるよう在宅サービスを提供するとともに、自宅で生活することが困難な高齢者に施設サービスを提供します。	足利市ゴールドプラン21（第8期計画）に基づき、各種施策を進めました。	C	足利市ゴールドプラン21（第8期計画）に基づき、各種施策を進めます。	元気高齢課
Ⅱ-35	地域包括支援センター運営事業	ひとり暮らしの方や在宅でねたきり等の高齢者及びその家族の介護に関する総合的な相談と、その利用者の希望に沿った生活ができるよう支援を行います。	高齢者の介護予防支援や在宅介護支援、権利擁護に関する支援を行いました。 ・地域包括支援センター 7か所	A	高齢者の介護予防支援や在宅介護支援、権利擁護に関する支援を行います。 ・地域包括支援センター 7か所	元気高齢課
Ⅱ-36	「ゴールドプラン21」の推進	「ゴールドプラン21(足利老人福祉計画・足利介護保険事業計画)」に基づき、各種施策を進めます。	足利市ゴールドプラン21（第8期計画）に基づき、各種施策を進めました。	B	令和6年度から開始の足利市ゴールドプラン21（第9期計画）を作成します。	元気高齢課

基本目標Ⅲ 男女（だれも）が人権を守られ、健康で安心して暮らせるまちづくり

(1) 暴力を許さない社会づくり

ア 啓発活動の充実

目標Ⅲ(1)ア

事業番号	施策事業	具体的内容	令和4年度実施状況	評価	令和5年度事業計画	担当課
Ⅲ-1	女性に対する暴力をなくす運動週間等における意識啓発	女性に対する暴力をなくす運動、男女共同参画週間、人権週間等において、DVについての啓発を強化するとともに、広く市民に通報先や相談機関について周知を徹底し、被害者への理解、孤立させない地域社会づくりのための啓発を行います。	6月の「男女共同参画週間」において、相談窓口パンフレットを配布しました。DV啓発は男女共同参画センター、公民館等で周知、啓発をしました。	A	6月の「男女共同参画週間」に、相談窓口パンフレットを配布し、DV啓発は男女共同参画センター、公民館等で周知、啓発をします。	人権・男女共同参画課
			相談等の機会、11月の「女性に対する暴力をなくす運動週間」に庁舎内にポスター掲示、相談先の案内ちらしを設置し、DVについての周知・啓発を図りました。	A	チラシの配布や相談等の機会をとらえて、DVについての意識啓発を図ります。	子ども家庭政策課
Ⅲ-2	市役所内における啓発活動の充実	市職員に対し、DV被害を含む人権の尊重について啓発に努めるとともに、DV被害者支援に職務上関連が深いと思われる窓口の職員に対しては、二次被害の防止と適切な対応をするために、他機関の研修に派遣を行います。	栃木県とちぎ男女共同参画センターが主催する、婦人保護業務に関する研修会へ職員2名が延べ5回参加しました。	A	市職員に対し、DV被害を含む人権の尊重について啓発に努めるとともに、DV被害者支援に職務上関連が深いと思われる窓口の職員に対しては、二次被害の防止と適切な対応をするために、他機関の研修に派遣を行います。	人事課

イ 被害者の相談・支援体制の充実

目標Ⅲ(1)イ

事業番号	施策事業	具体的内容	令和4年度実施状況	評価	令和5年度事業計画	担当課
Ⅲ-3	相談体制の充実	<p>婦人相談員等の専門相談員を配置し、各種相談について必要に応じて法律相談等を実施します。また、各種専門相談員の専門研修を受講するなど、相談員の資質の向上を図ります。</p>	相談員に、全国規模の研修会及び、相談関連資料の情報提供をしました。	A	相談員に、全国規模の研修会及び、相談関連資料の情報提供をします。	人権・男女共同参画課
			弁護士相談が必要な方には、毎月4回実施している無料弁護士相談を案内しました。	A	弁護士相談が必要な方には、毎月4回実施している無料弁護士相談を案内します。	市民生活課
			専門相談員を配置するとともに、専門研修の受講を通じて、相談員の資質の向上を図りました。	A	専門相談員を配置するとともに、専門研修の受講を通じて、相談員の資質の向上を図ります。	子ども家庭政策課
Ⅲ-4	休日・夜間の緊急相談への対応	休日・夜間の緊急相談に対応するため、県をはじめ、関係機関との連絡体制の強化を推進します。	休日、夜間の緊急対応は警察等で行うこととし、その後の被害者の自立支援を行うための連携を密に行えるような体制を検討しました。	A	休日、夜間の緊急対応は警察等で行うこととし、その後の被害者の自立支援を行うための連携を密に行えるような体制を検討します。	子ども家庭政策課
Ⅲ-5	子ども家庭総合支援拠点事業	児童虐待の背後にあるDV被害に気づき、被害者の保護とそれに伴う子どもへの対応について、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を行います。	児童及び妊産婦の福祉に関する各種相談への対応を行いました。相談受付件数：220件、相談指導回数：7011回	A	子ども家庭支援員及び虐待対応専門員を配置し、子ども等に関する相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を行い、総合的な支援を行います。	子ども家庭政策課
Ⅲ-6	被害者の自立支援に向けての支援	被害者の自立に向けて、生活、就労、住居等に関する支援を行います。	被害者個々のニーズを把握し、自立に必要な支援内容に関する課との調整を図り、支援を行いました。	A	被害者個々のニーズを把握し、自立に必要な支援内容に関する課との調整を図り、支援を行います。	子ども家庭政策課
			<ul style="list-style-type: none"> 被害者の市営住宅への優先入居枠として6部屋(延べ61部屋)確保しました。ただし、令和4年度の優先入居枠での入居はありませんでした。 被害者の市営住宅の目的外使用により1件の入居がありました。 	A	<ul style="list-style-type: none"> 被害者の市営住宅への優先入居枠の確保に努めます。 目的外使用による入居に対応します。 	建築住宅課

ウ 関係機関・団体等との連携

目標Ⅲ(1)ウ

事業番号	施策事業	具体的内容	令和4年度実施状況	評価	令和5年度事業計画	担当課
Ⅲ-7	母子、高齢者、障がい者施設等との連携	<p>一時保護退所後も施設における支援が必要な母子については、母子生活支援施設等への入所や住居の確保について調整します。また、被害者が高齢者、障がい者で施設入所が適切と認められる場合は、関係機関と連携を図ります。</p>	<p>事例が発生した場合に必要な支援が行えるように、関係者間で情報共有と連携を図りました。(やむを得ない事由による措置入所等)</p>	A	<p>事例が発生した場合に必要な支援が行えるように、関係者間で情報共有と連携を図ります。</p>	元気高齢課
			<p>事例が発生した場合に必要な支援が行えるように、関係者間で情報共有と連携を図りました。</p>	A	<p>事例が発生した場合に必要な支援が行えるように、関係者間で情報共有と連携を図ります。</p>	障がい福祉課
			<p>一時保護施設退所後も支援が必要な母子については、母子生活支援施設への入所を検討し、施設入所時及び退所する場合は施設と連携して被害者の自立に向けた支援を行いました。</p>	A	<p>一時保護施設退所後も支援が必要な母子については、母子生活支援施設への入所を検討します。また、施設入所時及び退所後は施設と連携して被害者の自立に向けた支援を行います。</p>	子ども家庭政策課
Ⅲ-8	配偶者暴力相談支援センターや他市町村との連携	緊急性のある被害者には迅速かつ適切な対応が必要なことから、県の配偶者暴力相談支援センターと被害者を支援するために、密接な連携をします。また、被害者に対し適切な対応ができるよう、他市町村等の関係機関と連携します。	緊急性のある被害者への対応に際し、県の配偶者暴力相談支援センターと密に連絡を取り、迅速な保護等の対応を行いました。	A	緊急性のある被害者への対応に際し、県の配偶者暴力相談支援センターと密に連絡を取り、迅速な保護等の対応を行います。	子ども家庭政策課

(2) 生涯を通じた健康支援

ア 性に関する正しい認識と理解に関する教育・啓発

目標Ⅲ(2)ア

事業番号	施策事業	具体的内容	令和4年度実施状況	評価	令和5年度事業計画	担当課
Ⅲ-9	思春期講座	小・中学校と連携を図り、授業の一環として自己の性を受容し、自分を大切にすることを学び、性にかかわる自己決定能力を獲得する場を設けます。	市内の小中学校20校、中学校9校で実施 参加者：児童・生徒及び保護者等 2,212人	A	市内小中学校において、思春期講座を実施します。 各校年1回	健康増進課
Ⅲ-10	性に関する学習	体育・保健体育や学級活動などにおける性に関する指導を通して、男女の性の発達について理解させるとともに、生命を尊重する意識の育成を図ります。	教職員は、児童生徒が違いを認め合い、「自分らしさ」を大切にできるような学級経営を通して、性的少数者など不安や悩みをもつ児童生徒がいることを前提に、性に関する指導の実施及び生命尊重の意識の育成に努めています。	A	引き続き、「学校教育指導計画」に体育指導の充実と健康・安全指導の徹底を位置づけ、教職員は各教科や学級活動等において、児童生徒への「性に関する指導」の徹底に努めます。	学校教育課

イ 健康維持・増進への支援

目標Ⅲ(2)イ

事業番号	施策事業	具体的内容	令和4年度実施状況	評価	令和5年度事業計画	担当課
Ⅲ-11	妊婦、乳幼児のいる家庭の喫煙予防	喫煙予防について啓発します。	母子健康手帳交付時面接 680件、妊婦保健指導 644件、乳児全戸訪問事業 634件、幼児健診 1,493件	A	母子健康手帳交付時面接、妊婦保健指導、乳児家庭全戸訪問、乳幼児健診等で喫煙予防について啓発します。	健康増進課
Ⅲ-12	不妊・不育症に悩む人への支援	不妊・不育症の治療を行った際に費用の一部を助成します。	特定不妊治療（体外受精・顕微授精等） 35件 特定不妊治療外（人工授精・検査等） 12件 不育症治療 1件	A	不妊・不育症の治療（医療保険適用外）にかかった費用の一部を助成します。	健康増進課
Ⅲ-13	母親、両親学級「ハローベビークラス」	母親、父親になる市民を対象に、出産後の育児への不安を和らげ、安心して子育てができるよう支援をします。	母親学級：5回開催 参加者38組（43人） （内訳：妊婦38人、パートナー4人、他1人） 両親学級：6回開催 参加者98組（193人） （内訳：妊婦97人、パートナー93人、他3人）	A	母親学級：子育て支援センターと連携し年5回実施 両親学級：年6回実施	健康増進課
Ⅲ-14	「健康あしがが21プラン」の推進	「健康あしがが21プラン」に基づき、各種施策を進めます。	コロナ禍での健康づくりの必要性を市民と共有しながら、医療・保健・教育・職域・地域等の関係機関・団体との連携を図り、「健康寿命の延伸」を基本目標に各種施策を実施しました。	A	「健康あしがが21プラン」に基づき、市民の主体的な健康づくりを定着化していくために、各種施策を進めます。	健康増進課

(3) その他の困難を抱える女性等への支援

ア 様々な人の生活の安定と自立の支援

目標Ⅲ(3)ア

事業番号	施策事業	具体的内容	令和4年度実施状況	評価	令和5年度事業計画	担当課
Ⅲ-15	高齢者元気アップトレーニング事業の推進	高齢者に対する運動教室を開催し、要介護状態にならないよう予防を図りました。	高齢者に対する運動教室を開催し、要介護状態にならないよう予防を図りました。 ・元気アップ教室3教室 延回数36回 延参加者数372名 ・地域元気アップ教室 2自治会 延回数 20回 延参加者数 319名 ・新規自主サークル 2サークル23名	A	・高齢者元気アップ教室 12回×2教室 ・元気アップサポーター養成講座 10回×1講座 ・地域元気アップ教室 10自治会 ・元気アップサークルの育成・支援 ・高齢者「元気アップ☆体操」の普及	元気高齢課
Ⅲ-16	ささえ愛ボランティアポイント事業	市が実施する講座を修了した登録ボランティアが介護保険施設や高齢者の居宅等でボランティア活動を実施します。ボランティア活動に対して、ポイントを付与し、申請によりポイントに応じた金券等を交付することで、活動の推進を図ります。	・施設での支援、個人宅のごみ出しや傾聴支援、市の元気アップ体操等の活動を行いました。 ・登録ボランティア 91名	A	健幸で安心して暮らせる地域社会づくりを進めていきます。 ・ささえ愛ボランティア養成講座 ・ボランティアを希望する方と高齢者の居宅や受入施設等のマッチングを行う	元気高齢課
Ⅲ-17	認知症施策の推進	認知症になっても安心して暮らし続けられるように、認知症に関する正しい知識を持つ人を増やします。また、地域・医療・介護等連携し、本人及び家族を支援する体制の構築を進めます。	・認知症地域支援推進員を配置し、育成や普及啓発を行いました。認知症地域推進員 3名 上級認知症サポーター（たからばサポーター） 79名 ・地域包括支援センター7か所に認知症初期集中支援チームを置き支援体制の構築を進めました。	A	認知症になっても安心して暮らし続けられるように、本人及び家族の声を聞きながら、認知症に関する正しい知識を持つ人を増やします。	元気高齢課
Ⅲ-18	「あしががし障がい児者福祉プラン」の推進	「あしががし障がい児者福祉プラン」に基づき、各種施策を進めます。	本年度は実施年度のため、計画の実現に向け、圏域調整会議や地域自立支援協議会等に参加し、関係機関と連携を図りました。	A	本年度は「あしががし障がい児者福祉プラン（第7期計画）」の策定年度のため、策定委員会を設置し、関係者と共に新プランの策定に取り組みます。	障がい福祉課

ア 様々な人の生活の安定と自立の支援

目標Ⅲ(3)ア

事業番号	施策事業	具体的内容	令和4年度実施状況	評価	令和5年度事業計画	担当課
Ⅲ-19	在在外国人への支援	多言語に対応したホームページやパンフレット等を通し、外国人が理解しやすい生活情報やイベント等の情報を提供します。また、外国人が安定して生活できる環境を整備するため、相談事業や通訳ボランティア等を活用した言葉の支援に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ・多言語版あしかがみ(要約版)を配布及び市ホームページに掲載しました。(英語・中国語・ポルトガル語・スペイン語/約2,400部) ・市ホームページの自動翻訳機能を活用した市民生活ガイド(ホームページ版)を作成しました。 ・原則、毎月第2水曜日に外国人のための無料在留資格相談を開催しました。(相談件数:13件) ・ボランティア通訳人材バンクを運営しました。(登録者:42名、登録言語:15言語、依頼:6件、活動実績:4件) 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月2回、多言語版あしかがみ(要約版)を配布及び市ホームページに掲載します。 ・市ホームページ掲載の市民生活ガイド(ホームページ版)の管理、更新を行います。 ・毎月第2水曜日に、外国人のための無料在留資格相談を開催します。 ・足利市ボランティア通訳人材バンクの運営をします。 	市民生活課

イ ひとり親家庭等の生活の安定と自立の支援

目標Ⅱ(3)イ

事業番号	施策事業	具体的内容	令和4年度実施状況	評価	令和5年度事業計画	担当課
Ⅲ-20	子育て・生活支援策等の充実	母子・父子自立支援員及び父子家庭巡回指導員等が行う様々な相談を通じて、ひとり親家庭等の早期自立を図るため、生活、住居等、子育てなどに対する支援に取り組みます。	母子・父子自立支援員及び父子家庭巡回指導員等による各種相談事業を行い、ひとり親家庭等の早期自立を図りました。	A	母子・父子自立支援員及び父子家庭巡回指導員等による各種相談事業を行い、ひとり親家庭等の早期自立を図ります。	こども家庭政策課
			ひとり親家庭等の市営住宅への優先入居枠として6部屋(延べ61部屋)確保しました。ただし、優先入居枠での入居はありませんでした。	A	ひとり親家庭等の市営住宅への優先入居枠の確保に努めます。	建築住宅課
Ⅲ-21	就業支援策の充実	ひとり親家庭の親の雇用の安定及び就業促進を図るため、ひとり親家庭の親に対して、申請に基づき給付金を支給するほか、各種資金の情報提供を推進します。 <ul style="list-style-type: none"> ・高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金 ・技能習得資金、生活資金、事業開始資金 	ひとり親家庭の親の雇用の安定及び就業促進を図るため、各種給付金の支給や、能力開発支援及び技能習得期間中の生活安定のための貸付金の情報提供を行いました。	A	ひとり親家庭の親の雇用の安定及び就業促進を図るため、各種給付金の支給や、能力開発支援及び技能習得期間中の生活安定のための貸付金の情報提供を行います。	こども家庭政策課
Ⅲ-22	各種資金等の貸付	ひとり親家庭等の生活安定とひとり親家庭等の児童福祉向上を図るため、就学支度資金・修学資金・就職支度資金・住宅資金等の貸付を無利子・低利子で行います。また、貸付金の申請時に個々の事情に応じて就労や自立に向けた相談にも対応し、資金貸付が借受者への自立支援に結びつくよう配慮します。 <ul style="list-style-type: none"> ・母子父子寡婦福祉資金の貸付 	ひとり親家庭等に対し、就学支度資金や住宅資金等の貸付金のあっせんを行いました。	A	ひとり親家庭等に対し、就学支度資金や住宅資金等の貸付金のあっせんを行います。	こども家庭政策課

(4) 誰もが安心して暮らせる地域づくりの支援

ア 消費生活の安定と向上

目標Ⅲ(4)ア

事業番号	施策事業	具体的内容	令和4年度実施状況	評価	令和5年度事業計画	担当課
Ⅲ-23	相談体制の充実	消費生活に関する相談体制を充実し、市民の消費生活の安定と向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・1日あたり相談員3名体制で相談に対応 ・知識の向上・スキルアップのため相談員が研修を受講(延べ45回) 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・1日あたり相談員3名による体制の継続 ・専門研修の受講を促進し、相談員の資質向上を図る 	市民生活課
Ⅲ-24	消費者への啓発事業の開催	消費者トラブルや消費者被害に対処するため、消費者の基本的な知識と判断力を身に着ける講座等を開催し、啓発を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・企業や団体の協力のもと消費生活展を開催し、多くの方に消費生活に関する啓発を実施(年1回 来場者395名) ・消費生活講座として、学校・地域・公民館等に出向き、消費者教育やトラブルへの注意喚起を実施(20回 599名受講) 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活展の開催 ・消費生活講座を随時実施 	市民生活課

事業番号	施策事業	具体的内容	令和4年度実施状況	評価	令和5年度事業計画	担当課
Ⅲ-25	自主防災組織の育成	「自分たちのまちは、自分たちで守る」の意識のもと、防災活動に必要な知識、技術の習得を支援します。 ・防災訓練の支援 ・防災リーダー研修会 ・防災講話等	・地区合同防災訓練の実施【年1カ所】 1月20日 山辺地区合同防災訓練実施 富田地区・久野地区は新型コロナウイルスの影響により中止 ・防災リーダー研修会の実施【年2回】 12月4日開催 49名参加 2月26日開催 133名参加 ・防災講話等【公民館や各種団体へ出前講座を実施】 ・地区防災計画策定支援 9防災会 策定済	A	・自主防災組織連絡協議会総会 6月 ・地区合同防災訓練の実施【年4カ所】 富田地区・久野地区・三重地区・大橋地区 ・防災リーダー研修会の実施【年3回】 5月・12月・1月予定 ・防災講話等【公民館や各種団体へ出前講座を実施】 ・地区防災計画策定支援	危機管理課
Ⅲ-26	避難所の設置・運営への女性の参画	避難所の設置・運営に際し、女性の視点を活かし、特に女性への人権に配慮した体制を整えます。	避難所の設置・運営に際し、女性の視点を活かし、特に女性への人権に配慮した体制を整えた。	A	避難所の設置・運営に際し、女性の視点を活かし、特に女性への人権に配慮した体制を整える。	教育総務課
			いつ避難所が開設されても対応できるよう、関係課と連携を図り、プライバシーに配慮した専用スペースを確保できるようにしていました。	A	指定避難場所が開設された際は、着替え等で使うための専用スペースが確保できるようにする。	社会福祉課
			避難所に従事する職員等に対し、女性や要配慮者が過ごしやすい環境とするため、避難所の避難スペースやゾーニングの確認を改めて行った。また、令和2年度より配備した間仕切りやベッド等の避難所用資器材の活用について、その使用方法の周知徹底を図った。 6月20日開催 緊急地区隊業務研修会	A	避難所に従事する職員に女性を配置し、避難所の避難スペースやゾーニングの確認において女性の視点を活かし、女性や要配慮者が過ごしやすい環境・体制整備を行います。	危機管理課
		避難所の設置・運営における男女共同参画の視点に関するチラシを男女共同参画センター内に配架し、周知、啓発をしました。	A	避難所の設置・運営における男女共同参画の視点に関するチラシを男女共同参画センター内に配架し、周知、啓発をします。	人権・男女共同参画課	
Ⅲ-27	住民に対する応急手当普及啓発活動	住民に対して応急手当に関する正しい知識と技術の習得を図るため講習会を開催します。 ・普通救命講習 ・応急手当講習	各講習会を実施しました。 ・上級救命講習 1回 ・普通救命講習 15回 ・応急手当講習 33回 ※新型コロナウイルスの影響で実施回数が減少。	C	各講習会を実施します。 ・上級救命講習 1回 ・普通救命講習 30回 ・応急手当講習 60回	警防課
Ⅲ-28	避難行動要支援者名簿の整備	災害発生時に、要介護者や障がい者等の避難行動要支援者の安否確認や生命又は身体を保護するための避難行動要支援者名簿を整備します。	新規該当者へ制度を周知するとともに、避難行動要支援者名簿既登録者（一部）の更新作業を行った上で、避難時協力者（民生委員・児童委員、自治会、警察、消防、社協）へ配布しました。	A	住基や福祉関係課の情報等を基に、避難行動要支援者名簿を更新し、避難時協力者に配布します。福祉関係者への制度周知を図り、連携を深めます。	社会福祉課
Ⅲ-29	福祉避難所の設置・運営の体制整備	災害時、高齢者や障がい者等の要配慮者が、安心して生活ができる福祉避難所の設置及び運営のための体制整備を行います。	指定避難所（福祉避難所）への保健師配置については、中学校区単位のエリア内で対応できるような体制を整備しました。	A	指定避難所内の要配慮者スペースの充実を図るとともに、社会福祉施設代表者協議会と締結している福祉避難所についての協定内容の見直しを行います。	社会福祉課
			災害時に要配慮者のケアができる職員を配置できるよう整備。福祉避難所特有の必要物資を整備。 【整備物品】 ・トイレ間仕切り（簡易テント） 240個 ・テント型パーテーション 185個 ・折り畳みベッド 185個 ・ロールシート（20m） 74ロール ・敷きマット 740枚 避難所運営訓練を実施し、避難スペースのゾーニングを確認。 6月20日開催 緊急地区隊業務研修会	A	災害時に女性職員や要配慮者のケアができる職員を配置します。 令和2・4年度より配備した間仕切りやベッド等の福祉避難所用資器材の活用について、その使用方法の周知徹底を行います。 特に配慮を必要とする高齢者や障がい者等が必要とする物資を整備します。 避難所運営訓練を実施し、避難スペースのゾーニングを確認します。 要配慮者の対応について、市と自主防災会で協力して対応できるよう、自主防災会関係者の理解を深めます。	危機管理課

計画が目指す数値目標の推移(実績値)

(1) 男女(だれも)がお互いの個性を認め合い参画できるまちづくり

No	施策の方向	指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標値 令和7年度	担当課
1	男女共同参画の意識の高揚	家庭生活等において、男女平等の実現が、「平等」、「ある程度平等」と回答した者の割合(人権・男女共同参画に関する市民意識調査結果)	42.9%(※2)	42.9%(※2)	42.9%(※2)	50%	人権・男女共同参画課
2	政策・方針決定の場への女性の参画の促進	各種審議会等における女性の登用率	33.1%	34.9%	35.6%	40.0%	人権・男女共同参画課
3	政策・方針決定の場への女性の参画の促進	女性人材リスト登録者数	38人	39人	39人	40人	人権・男女共同参画課

(2) 男女(だれも)がさまざまな場面で輝けるまちづくり

No	施策の方向	指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標値 令和7年度	担当課
1	働く場における男女平等の推進	職場の人事配置や昇進で「平等、ある程度平等」と回答した者の割合(人権・男女共同参画に関する市民意識調査結果)	46.9%(※2)	46.9%(※2)	46.9%(※2)	50.0%	人権・男女共同参画課
2	働く場における男女平等の推進	就業の機会や職場の中での男女平等が「平等、ある程度平等」と回答した者の割合(人権・男女共同参画に関する市民意識調査結果)	38.0%(※2)	38.0%(※2)	38.0%(※2)	40.0%	人権・男女共同参画課
3	働く場における男女平等の推進	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定が努力義務(従業員100人以下の事業所(※1))である事業所のうち、同計画を策定している事業所数	9事業所	9事業所	10事業所	16事業所	商業にぎわい課
4	働く場における男女平等の推進	家族経営協定締結数	116人	116人	120人	120人 令和4年度(※3)	農政課
5	仕事やその他の活動の両立を可能にする環境の整備	地域包括支援センターの相談件数	7,486件	9,163件	14,357件	8,600件	元気高齢課

(3) 男女(だれも)が人権を守られ、健康で安心して暮らせるまちづくり

No	施策の方向	指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標値 令和7年度	担当課
1	暴力を許さない社会づくり	配偶者等からの暴力やセクシャルハラスメントをなくすためには、「不快な言動や行動に対し、はっきり意思表示できる環境と意識づくり」と回答した者の割合(人権・男女共同参画に関する市民意識調査結果)	23.3%(※2)	23.3%(※2)	23.3%(※2)	40.0%	人権・男女共同参画課
2	生涯を通じた健康支援	子宮頸がん検診受診率	17.3%	18.9%	21.1%	27.9% 令和5年度(※3)	健康増進課
3	生涯を通じた健康支援	乳がん検診受診率	23.8%	25.4%	28.2%	35.6% 令和5年度(※3)	健康増進課
4	その他の困難を抱える女性等への支援	特別養護老人ホームの入所定員	921人	921人	921人	971人 令和5年度(※3)	元気高齢課

(※1) 女性活躍推進法の改正に伴い、令和4年4月1日から、一般事業主行動計画の策定義務の対象が、従業員301人以上から101人以上の事業所に拡大されました。

(※2) 人権・男女共同参画に関する市民意識調査結果の数値(令和2年3月)

(※3) 目標値は、各種計画で定めている直近の数値

足利市男女共同参画推進条例

(平成16年足利市条例第6号)

目次

前文

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 男女共同参画社会の形成の推進に関する基本的施策(第9条—第17条)

第3章 足利市男女共同参画審議会(第18条)

第4章 補則(第19条)

附則

すべての人は、個人として尊重され、法の下に平等であり、男女の人権は、性別にかかわらず尊重されなければならない。

これまで、足利市においては、男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画社会基本法の制定を踏まえ、足利市男女共同参画プランを作成し、さまざまな取組みを進めてきた。

しかしながら、人為的につくられた性別観や性別による固定的な役割分担に基づく制度や慣行、あらゆる形態の人権侵害が依然として存在し、多くの解決すべき問題が残されている。

こうした状況の中、真の男女平等を達成し、豊かで活力ある足利市を築いていくためには、性別にとらわれることなく、男女が共にその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成が急務となっている。

ここに、足利市は、男女共同参画社会の早期実現を目指し、男女共同参画社会の形成の推進に取り組んでいくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成の推進について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の基本となる事項を定め、これを総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会のことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により、相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対

する相手方の対応によりその者に不快感や不利益を与えることをいう。

- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力その他心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成の推進は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択について、偏った影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動及び当該活動以外の職業生活における活動その他の活動を両立して行うことができること。
- (5) 男女がお互いの性について理解を深め、尊重し合うことにより、生涯にわたり健康な生活を営むことができること。
- (6) 男女共同参画社会の形成の推進と密接な関係を有する国際社会の動向に留意すること。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画社会の形成を重要課題として位置付け、その推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画社会の形成の推進に当たり、市民、事業者、国及び県と相互に連携を図り、率先してこれに取り組むものとする。

3 市は、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策を実施するため必要な措置を講ずるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の推進に積極的に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画社会の形成の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の推進に積極的に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画社会の形成の推進に関する施策に協力するよう努

めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的扱いをしてはならない。

2 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(公衆に表示する情報への配慮)

第8条 何人も、公衆に表示する情報が社会に及ぼす影響を考慮し、その情報において、性別による固定的な役割分担若しくは前条に規定する人権侵害を助長し、若しくは連想させる表現又は不必要な性的表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定し、又は変更するに当たっては、あらかじめ、市民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるとともに、足利市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くものとする。

3 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(積極的改善措置)

第10条 市長その他の市の執行機関は、その設置する附属機関等の委員を任命し、又は委嘱する場合には、積極的改善措置を講ずることによりできる限り男女の均衡を図るものとする。

2 市は、あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合には、市民及び事業者と協力し、積極的改善措置が講じられるよう努めなければならない。

(市民の理解を深めるための措置)

第11条 市は、男女共同参画社会の形成の推進について市民の理解を深めるとともに、男女共同参画社会の形成の推進に向けた取組みを積極的に行うことができるよう、普及啓発、情報提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(教育の分野における措置)

第12条 市は、学校教育、社会教育、家庭教育等のあらゆる教育の分野において、男女平等意識の醸成、個性と能力の育成等男女共同参画社会の形成を推進するため必要な措置を講ずるものとする。

(施策に関する意見への対応)

第13条 市長は、市が実施する男女共同参画社会の形成の推進に関する施策又は男女共同参画社会の形成の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民又は事業者から意見等の申出があった場合には、当該申

出に適切に対応するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の申出への対応に当たり、審議会の意見を聴くものとする。

(相談への対応)

第14条 市長は、性別による差別的扱いその他の男女共同参画社会の形成の推進を阻害する人権の侵害に関し、市民又は事業者からの相談に適切に対応するため、必要な体制を整備するものとする。

2 市長は、前項の相談があったときは、関係機関と連携し、適切な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び調査研究)

第15条 市は、男女共同参画社会の形成の推進に関し、必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。

(活動の支援等)

第16条 市は、市民及び事業者の男女共同参画社会の形成の推進に関する活動について、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 市は、前項の支援について商工業、農林業その他の産業の自営業に従事する女性に対し、特に配慮するものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、雇用その他の事業活動における男女共同参画の状況等について報告を求めることができる。

(年次報告)

第17条 市長は、毎年、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の実施状況を明らかにした報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3章 足利市男女共同参画審議会

(足利市男女共同参画審議会)

第18条 男女共同参画社会の形成の推進に資するため、市長の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の推進に関する重要事項について調査し、及び審議するため、審議会を置く。

2 審議会は、前項に規定するもののほか、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策について、市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員15人以内で組織する。この場合において、男女いずれの委員の数も、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。

4 委員は、学識経験者その他規則で定める者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 補則

(細目)

第19条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

足利市男女共同参画審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、足利市男女共同参画推進条例(平成16年足利市条例第6号。以下「条例」という。)第18条第7項の規定に基づき、足利市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第18条第4項の規則で定める審議会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 関係機関及び団体の代表者
- (2) 市民
- (3) 市職員

2 前項第2号の委員は、公募の応募者のうちから市長が選考したものとする。

3 前項の公募及び選考の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 審議会に、特定の事項を調査し、及び審議するため、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

(平成16年3月24日足利市規則第3号)

3 部会の会議は、会長が招集する。

4 部会における調査及び審議の状況並びに結果は、次の審議会にこれを報告する。

(関係人の出席)

第6条 審議会及び部会は、関係人の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議録)

第7条 審議会は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成しなければならない。

- (1) 開催日時
- (2) 出席者氏名
- (3) 会議に付した議案の件名
- (4) 議事の結論
- (5) その他必要な事項

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総務部人権・男女共同参画課において処理する。

(細目)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日以後最初に開かれる審議会は、第4条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年6月1日から施行する。

足利市男女共同参画推進本部設置要綱

(目 的)

第1条 男女共同参画社会の実現をめざし、男女共同参画行政の総合的かつ効果的な推進を図るため、足利市男女共同参画推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は次の事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画行政の推進に係る基本方針の決定に関する事。
- (2) 男女共同参画プランの策定及び推進に関する事。
- (3) その他男女共同参画社会づくりに関し、重要な事項に関する事。

(組 織)

第3条 本部は、別表第1に掲げる庁議の構成員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、本部長があらかじめ指定した副本部長がその職務を代理する。

(会 議)

第5条 本部の会議（以下「会議」という。）は、本部長が招集し、会議の議長となる。この場合、本部会議に付議した事項は、庁議の議を経たものとみなす。

- 2 本部長は、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させ、その意見を求めることができる。

(幹事会)

第6条 本部のもとに幹事会を置く。

- 2 幹事会の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 本部会議に付議する事案の調整に関する事。
 - (2) 男女共同参画行政施策の企画、調整及び推進に関する事。
 - (3) その他男女共同参画社会づくりに関し必要な事項に関する事。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 4 幹事長は、行政経営部長の職にある者をもって充てる。
- 5 副幹事長は、人権・男女共同参画課長の職にある者をもって充てる。
- 6 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

(幹事長及び副幹事長の職務)

第7条 幹事長は、幹事会を総括し、必要に応じ幹事会を招集し、その議長となる。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(推進担当)

第8条 幹事は、幹事の属する部（相当する組織を含む。）内の、男女共同参画行政施策の推進担当となる。

(ワーキンググループ)

第9条 幹事会は、男女共同参画行政の推進に関し、調査、研究の必要があると認めるときは、ワーキンググループを設置することができる。

(事務局)

第10条 本部及び幹事会（ワーキンググループを含む。）の庶務は、行政経営部人権・男女共同参画課において処理する。

(補 則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本部及び幹事会の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

2 足利市女性行政庁内連絡会設置要綱（昭和60年6月1日実施）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

推 進 本 部	
本部長	市長
副本部長	副市長 教育長
本部員	総合政策部長 行政経営部長 健康福祉部長 生活環境部長 産業観光部長 都市建設部長 会計管理者 議会事務局長 上下水道部長 消防長 教育次長 行政委員会事務局長 農業委員会事務局長

別表第2（第6条第6項関係）

幹 事 会	
幹事長	行政経営部長
副幹事長	人権・男女共同参画課長
総合政策部	総合政策課長 危機管理課長
行政経営部	行政管理課長 人事課長
健康福祉部	社会福祉課長 障がい福祉課長 元気高齢課長 こども家庭政策課長 保育課長 健康増進課長
生活環境部	クリーン推進課長 市民生活課長
産業観光部	商業にぎわい課長 農政課長 農林整備課長
都市建設部	都市政策課長 建築住宅課長
議会事務局	議事課長
上下水道部	企業経営課長
消防本部	消防総務課長 警防課長
教育委員会	教育総務課長 生涯学習課長 学校教育課長
行政委員会	事務局次長
農業委員会	事務局次長

令和5年度版

【 男女共同参画基本計画(第4期)
年次報告書 】

足利市行政経営部 人権・男女共同参画課

〒326-8601

栃木県足利市本城3丁目2145

足利市役所教育庁舎 1階

TEL : 0284-20-2363 FAX : 0284-21-1005

E-mail : danjyo@city.ashikaga.lg.jp